

厚生常任委員会会議 録

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、高橋委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市総合サービスセンター窓口開設時間延長試行について」

○（市民）総合サービスセンター所長

小樽市総合サービスセンター窓口開設時間延長の再試行につきまして報告いたします。

総合サービスセンターでは、市民への利便性の向上と意向を把握するため、平成18年8月から10月までの3か月間、毎週木曜日の午後7時まで通常の窓口開設時間延長の試行を実施し、延べ100人の方に利用いただきました。

今回、住所異動などの繁忙期に時間外における利用状況を把握するため、3月から5月までの祝日を除く毎週木曜日に再度実施することといたしました。

また、今回も前回と同様に、来庁者に対しましてアンケート調査を実施し、意向を把握することとしております。

○委員長

「第8次小樽市交通安全計画について」

○（市民）生活安全課長

第8次小樽市交通安全計画について、報告いたします。

小樽市交通安全計画は、昭和45年に施行されました交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度から5年ごとに交通安全に関する施策の大綱を定め、既に第7次計画まで終了しております。

今回、報告いたします第8次計画は、平成18年度から平成22年度までの計画でございますが、既に計画年度はスタートしております。

これは、交通安全対策基本法で都道府県の計画に基づいて市町村が計画を作成しなければならないと規定されておりますことから、北海道が昨年7月に計画決定したのを受けて、小樽市交通安全対策会議において策定作業に入り、1月24日に計画が決定されたところであります。

第8次計画の説明に入る前に、第7次計画との相違点について簡単に説明させていただきます。

国、道の5か年計画においては、人優先の交通安全思想を基本理念として、新たに交通安全に対する市民意識の醸成、参加・協働型の交通安全運動の推進が強く打ち出され、具体的には人優先の安全・安心な歩行空間の整備が新たな施策として盛り込まれているのが大きな特徴となっております。

他には第7次計画では各項目に記述されていた災害関係が統合され、独立項として設けられているなどのほか、冬季の交通安全について通年の交通安全と分離独立した構成となっており、第8次の計画につきましては、これらを踏まえた形で作成・決定されております。

お手元の資料の2枚目、目次をごらんいただきたいと思います。

第8次小樽市交通安全計画は、第1章「計画の基本構想」、第2章「道路交通の安全」、第3章「冬季の交通安全確保」、第4章「踏切道における交通の安全」から構成されております。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。

第1章「計画の基本構想」の中では、計画策定に当たって、自他の人命の尊重の理念の下、究極的には交通事故のない社会を目指す立場に立って、歩行者、高齢者、障害者、子供等交通弱者の安全を一層確保する人優先の交通安全思想を基本とした安全施策の必要性をうたい、6行目からになりますが、交通社会を構成する人間、交通機関、これらが活動する交通環境、これらの三つの要素を考慮し、本市の実態に即した施策を総合的に策定し、2ページ

目の後段になりますが、これを官民一体となった参加・協働型の交通安全運動を強力に推進することを基本としております。

次に、3 ページ目の第 2 章「道路交通の安全」について説明いたします。

一つは、道路交通事故のすう勢について記述し、4 ページの 3 行目になりますけれども、「2、道路交通安全対策の今後の方向」として、交通事故及びこれによる死傷者を根絶し、安全かつ円滑、快適な交通社会の実現を目指して、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応しつつ、歩行者の安全確保、市民みずからの意識の醸成を重点とした対策を積極的に推進することの必要性をうたっております。

次に、5 ページに入り、第 2 節「講じようとする施策」として、1 点目「道路交通環境の整備」、2 点目「交通安全思想の普及徹底」、3 点目「安全運転と車両の安全性の確保」、4 点目「道路交通秩序の維持」、5 点目「救助・救急体制の整備」、6 点目「交通事故被害者対策の推進」の六つの項目について 19 ページまでうたっております。

これらの中で、前計画と比べて強調しておりますことは、5 ページの「1. 道路交通環境の整備」として、今回新たに項目出しとなった人優先の安全・安心な歩行空間の整備で、通学路、生活道路等において、歩道を積極的に整備するなど、人の視点に立った交通安全対策を推進するとして、バリアフリー、あんしん歩行エリア、コミュニティ道路に関する記述をしております。

また、7 ページになりますが、4 として「総合的な駐車対策の推進」の中段（イ）に道路交通法の改正に伴い、新たな違法駐車対策法制による違法駐車対策を盛り込んでおり、第 7 次計画では、各項にあった災害に関する施策を統合し、「災害等に備えた道路交通環境の整備」を項として新設しております。

続きまして、9 ページ中段から、2 として「交通安全思想の普及徹底」では、ライフステージに応じた段階的・体系的な交通安全教室の推進、また 13 ページ中段からになりますが、交通安全思想の普及啓発活動では、本市の交通安全運動の推進母体は、小樽市交通安全運動推進委員会であり、「人命尊重」と「自分の命は自分で守ること」を基本に、交通ルール遵守と、交通マナー実践運動や飲酒運転の追放、夜行反射材の普及促進、隣接市町村との連携について、また 15 ページの 1 行目になりますが、市民の自主的な参加を得る中での参加・協働型の活発な運動の展開を推進するとしております。

さらに、15 ページの中段から 3 として、安全運転に欠かせない道路交通に関する情報提供の充実や 17 ページの 7 行目になりますが、4 として「道路交通秩序の維持」を新たに設けてございます。

次に、20 ページ目、第 3 章といたしまして、第 7 次計画では第 2 章の施策の一つでありました冬道の交通安全の確保、新たに章として独立をさせております。

1 点目「道路交通環境の整備」、2 点目「交通安全思想の普及」、3 点目「安全運転の確保」について重点施策について述べており、道路交通環境の整備では通年と同様に、人優先の安全・安心な歩行空間の整備について述べてございます。

最後に、23 ページになりますが、第 4 章として、第 7 次の交通安全計画から新たに盛り込みました「踏切道における交通の安全」を設け、札幌間の鉄道と人や車の接点である踏切における交通の安全対策の推進をうたっております。

講じようとする施策としましては、1 点目「踏切道の構造改良の促進」、2 点目「踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」、3 点目といたしまして、「踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置」を重点にうたっております。

○委員長

「繁忙期における戸籍住民課窓口等の土・日臨時開庁の再試行について」

○（市民）戸籍住民課長

繁忙期における戸籍住民課窓口等の土・日臨時開庁の再試行について報告いたします。

例年 3 月下旬から 4 月上旬にかけて、転出入などの異動届、また住民票の写しの交付等で、来庁者が著しく多い状況にあり、昨年に引き続き、いわゆる繁忙期に再試行として臨時開庁し、住民サービスの向上と混雑の分散化を図るものです。

その概要についてですが、今年は 3 月 31 日の土曜日、4 月 1 日の日曜日の午前 9 時から午後 1 時まで、本庁の戸籍住民課の窓口を開庁し、取扱業務としては、基本的には転入とそれに関連する一部の窓口業務としておりますが、住民異動届の受理のほか、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の交付業務、戸籍届出の受理もあわせて行うこととしております。また、ワンストップ行政サービスの観点から関係部と連携し、転入学手続や児童手当、福祉医療関係、国民健康保険、国民年金など、住民異動に関連する諸手続についても、市役所別館 1 階市民ホールにおいて受理受け付けするものです。ちなみに昨年は、2 日間で戸籍窓口で 253 件、ワンストップ関連で 72 件、合計 325 件の実績がありました。

職員体制といたしましては、戸籍住民課は窓口係 5 名、戸籍係 3 名のほか、市民部管理職 5 名程度の計 13 名体制で対応することとし、ワンストップ行政サービス関連では、保険年金課は管理職を含め 4 名のほか、福祉医療関係で福祉部管理職 2 名、転入学手続で戸籍窓口係のほか、教育部から管理職 1 名の体制で市民ホールで対応する予定です。また、ホストコンピュータの管理、ボイラー等の庁舎管理で総務部は管理職を含め 4 名体制で対応する予定です。

市民への周知につきましては、広報おたる 3 月号及び市のホームページに掲載し、本庁及び各サービスセンターにおいては、お知らせのポスターを掲出するとともに、新聞各社へ報道依頼するほか、官公庁等に対しても周知し、その際すべての窓口業務ではなく、基本的には転出入とそれに関連する一部の窓口を開設するものであることや、住民基本台帳ネットワークシステムなどの国や道の情報を利用する事務や戸籍届時の内容を反映した写しの即日交付はできない旨など、PR に努めてまいります。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（福祉）高齢・福祉医療課長

北海道後期高齢者医療広域連合について報告いたします。

資料の方をごらんください。

まず、1 の議決状況であります。この広域連合は平成 20 年 4 月から始まります後期高齢者医療制度の事務を処理するため、北海道内のすべての市町村をもって組織されるものであり、道内すべての市町村で平成 18 年 12 月議会におきまして、広域連合規約と広域連合の設立について議決いただいたところでございます。

2 の設置許可についてであります。北海道後期高齢者医療広域連合準備委員会では、道内すべての市町村におきまして、規約と設立についての議決が得られたことから、広域連合設立許可申請を取りまとめ、平成 19 年 2 月 5 日付けで設立許可申請書を北海道に提出、先週の 3 月 1 日に北海道より設立についての許可があり、北海道後期高齢者医療広域連合が発足しております。

次に、3 の広域連合長選挙につきましては、3 月 5 日に広域連合長選挙が告示され、網走市長大場脩氏より立候補の届出があり、ほかに立候補の届出がなかったことから、無投票により大場脩氏が広域連合長に当選しております。

広域連合議会議員の選挙につきましては、資料 4 にありますように、5 月 2 日に告示され、その後 5 月 25 日から 31 日までの候補者推薦届出の受付期間を経て、各市町村の 6 月議会において選挙していただくことになっております。また、広域連合議会議員選挙の実施方法につきましては、広域連合の選挙管理委員会に諮り、4 月中旬には正

式に示される予定とのことでございます。

次に、5の議決事項の専決処分について報告いたします。

事務局の設置をはじめとする条例や平成18年度広域連合予算案につきましては、広域連合設立後、直ちに制定する必要があることから、北海道市長会と北海道町村会の協議により選任された網走市長大場脩氏が広域連合長職務執行者として、3月1日付けで専決処分を行っております。また、平成19年度の広域連合暫定予算案や4月までに制定する必要がある条例につきましては、今後、広域連合長が専決処分することとなっております。

次に、6の予算案についてでございますが、専決処分されました平成18年度広域連合予算案については、2,792万3,000円、今後専決処分が予定されております平成19年度広域連合暫定予算案につきましては、平成19年4月から7月までの予算となりますが、歳出ベースで12億3,097万1,000円となっております。

○委員長

「小樽市障害者計画の変更及び小樽市障害福祉計画の策定について」

○（福祉）地域福祉課長

小樽市障害者計画の変更及び小樽市障害福祉計画の策定について報告いたします。

初めに、計画の策定体制について説明いたします。資料の2ページに記載させていただいております。

市内の検討組織として、障害福祉施策に関連する部等の次長職や課長職20名から成る障害者計画等検討会において、関係施策調書の作成や素案、原案について検討いたしました。また、学識経験者や福祉施設、関係団体、市民団体、公募市民など、17名から成る障害者計画等懇話会を設置し、計画について御意見を伺ったところです。そのほかといたしまして、障害のある方の意見を計画に反映させるために、アンケート調査を実施しております。

次に、障害者計画と障害福祉計画の違いについて説明いたします。

資料の5ページに計画の位置づけとして記載させていただいております。

障害者計画というのは、障害者基本法に「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」と規定されており、本市では平成10年3月に平成10年度から平成19年度を計画期間とする小樽市障害者計画を策定しておりますが、この策定以降、障害福祉サービスが措置制度から契約制度に変わったこと、障害者自立支援法及び発達障害者支援法などが施行されたこと等々から、このたび計画期間を1年前倒しし、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする計画に変更いたしました。また、障害福祉計画は障害者自立支援法に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と規定されており、第1期計画として、平成18年度から平成20年度の3年度を計画期間とする計画を平成18年度中に策定することとなっており、このたび策定したところであります。

次に、両計画の構成について説明いたします。

資料の目次の次のページに記載しておりますが、第1章は、両計画の共通部分ということで、趣旨や基本理念、目標などをそれぞれの計画について記載しております。第2章は、障害者計画に当たる部分で、資料の7ページに記載しておりますが、生活支援の充実から、生活環境の整備まで、大きく六つの項目に分けて、それぞれこの右側に記載しておりますけれども、小項目を定めまして、この小項目ごとに現状と課題、施策の基本的方向、具体的な施策として整備しております。第3章と第4章は、障害福祉計画に当たる部分で、第3章では、障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの見込量と、その確保のための方策を記載しています。第4章は、地域生活支援事業について小樽市で実施する事業、その見込量、見込量確保のための方策を記載しています。第5章は、両計画の共通部分ということで、計画の推進等について記載しております。最後に、参考資料として懇話会の設置要綱、委員名簿、用語解説、アンケート調査の結果を記載しています。

次に、両計画について概略を説明いたします。

小樽市障害者計画は、ノーマライゼーション、リハビリテーション、バリアフリーを基本理念とし、障害のある

人のライフステージの確立、機会均等な社会づくり、ノーマライゼーション社会の実現を目標としております。計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10か年とし、計画の進ちょく状況や社会情勢の変化、上位計画の動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを検討することとしています。

一方、小樽市障害福祉計画は、自己決定と自己選択の尊重、3 障害の制度の一元化、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制への整備を基本理念とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量を見込み、必要量に応じた均衡あるサービス基盤を整備し、ケアマネジャーなど人材の計画的な養成ということを目標としております。

計画期間は、先ほども申しましたけれども、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期計画とし、第1期計画の必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を策定することとなっており、今回策定いたしましたのは、第1期計画ということであります。

○委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（環境）管理課長

平成18年12月19日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会は2月9日に開催され、議案は平成19年度一般会計予算案、平成18年度一般会計補正予算案のほか、廃棄物の処理に関する条例など3件の条例案、公告式条例の一部を改正する条例など、4件の条例改正案、公平委員会委員の選任同意議案、広域計画の変更議案の合わせて11件であり、いずれも可決・同意されております。

初めに、資料を配布しました平成19年度一般会計予算の概要について説明させていただきます。

歳入の主なものとしては、分担金及び負担金は市町村負担金で、9億9,480万3,000円であります。使用料及び手数料は、単価の設定の考え方を後ほど説明いたしますが、ごみ焼却処理手数料と粗大ごみ処理手数料の合計で、1億46万9,000円となっております。

次に、歳出の主なものとしては、議会費は定例会の議員報酬など72万5,000円、総務費は事務局職員の給与や事務管理経費などで5,026万7,000円となっております。

次に、衛生費の施設管理運営費であります。6市町村のごみを処理するごみ焼却施設管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料、桃内地域振興対策費など5億9,928万3,000円、小樽市のごみ及び資源物を処理するリサイクルプラザ管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料など3億2,319万9,000円、小樽市以外の5町村の資源物を処理する北しりべしリサイクルセンター管理運営費は、資源ごみ選別処理業務等委託料など4,033万8,000円となっております。公債費は16年度から18年度までの起債の利子と一時借入金利子で8,419万5,000円あります。

以上の結果、歳入歳出とも合計は10億9,900万7,000円あります。

次に、分担金及び負担金の内訳についてであります。資料2枚目の平成19年度関係市町村負担金算出調書にありますように、管理費については均等割と人口割の比率に基づき算出し、施設管理及び運営費については、処理実績割により算出し、施設建設事業費及び公債費については、計画処理量割により算出した結果、小樽市の負担金は8億2,375万4,000円あります。

ごみ処理手数料の単価につきましては、前回の厚生常任委員会でも6市町村と協議中である旨を報告しましたが、1トン当たりの処理原価や6市町村の現行の埋立処分手数料、道内主要都市の焼却手数料などを参考にしながら協議を進めた結果、ごみ焼却手数料については、処理原価の2分の1を負担していただく額として、10キログラムにつき71円、粗大ごみ処理手数料については、処理原価の3分の1を負担していただく額として、10キログラムにつ

き48円と設定しました。なお、激変緩和措置として3年間の経過措置を導入し、それぞれ10キログラムにつきごみ焼却処理手数料は平成19年度を46円、20年度を61円、21年度以降を71円とし、粗大ごみ処理手数料は19年度を31円、20年度を41円、21年度以降を48円とすることとしました。

次に、平成18年度補正予算の概要についてであります。ごみ処理施設建設事業費に係る分離発注工事及び電力供給工事費負担金の額が確定し、市町村負担金の減額などが見込まれることから、補正予算を計上するものであり、補正予算の規模は5,360万1,000円の減額であります。

次に、広域計画の変更についてであります。平成15年2月に作成し、5年ごとに見直すこととしておりました広域計画を、平成19年度からのごみ処理施設の供用開始に当たり、平成23年度までの施設の設置、管理及び運営に関する事務を計画的に処理するため変更するものであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局長の報告事項であります。工事の進ちょく状況や試運転から引渡しまでの状況のほか、広域連合規約の変更許可などについて報告がされております。

初めに、建設工事の進ちょく状況ですが、計量棟などの分離発注工事については、11月末をもってすべて完成し、引渡しを受けました。焼却施設の試運転については、11月1日からごみの受入れを開始し、11月21日から焼却を開始する一方、ごみ処理施設発電所に係る電気事業法に基づく検査などについて1月10日までにすべて終了しております。焼却施設及びリサイクルプラザの両施設とも引渡しを受けるまでに、予備性能試験と引渡性能試験を実施しますが、予備性能試験については焼却施設が1月15日から18日まで、リサイクルプラザが2月6日から8日まで、それぞれ実施され、特に焼却施設は排ガス中のダイオキシン類の測定結果が非常に低い結果となっております。また、その他の項目で、若干のふぐあいな点もありましたが、原因は判明しており、引渡性能試験までに調整できる内容でした。引渡性能試験は焼却施設が2月27日から3月1日と3月13日から15日に2回実施し、リサイクルプラザが2月27日から3月1日に実施し、その結果を受け、3月30日に引渡しを受ける予定であります。

最後に、事務所の位置の変更などに伴う広域連合規約の変更については、関係市町村議会で議決されたのを受け、1月23日に北海道知事に変更申請を行い、1月29日に許可されております。

○委員長

「市立小樽病院3の1病棟の休棟について」

○（樽病）総務課長

市立小樽病院3の1病棟の休棟について報告いたします。

市立小樽病院では、医療の質や患者のアメニティを高めるための院内環境の改善や病床の効率的な利用を図るため、これまでも病棟の再編を行ってきておりますが、さらに病床利用率を高めるため、今年の3月1日から3の1病棟を休棟いたしました。

3の1病棟は、婦人科と女性専用の混合病棟として使用しておりました。入院されておりました患者につきましては、婦人科の患者につきましては、隣の3の2病棟へ、その他の診療科の患者につきましては、それぞれの診療科の病床へ移っていただきました。

なお、今回の病棟の再編に伴い、稼働病床数が減少しますが、今のところ入院患者の受入れに支障を来すことはないと考えております。

病院事業会計におきましては、厳しい経営の中、今後も効率的な病院経営に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「旧高等看護学院寄宿舍清汐寮及び旧看護婦宿舍の土地と建物の売却について」

○（樽病）総務課長

次に、旧高等看護学院寄宿舍清汐寮及び旧看護婦宿舍の建物と土地の売却について報告いたします。

旧高等看護学院寄宿舍及び旧看護婦宿舍は、入居する学生や職員がいなくなり、高等看護学院の寄宿舍は平成11

年から、看護婦宿舎は平成 9 年から使っておりません。給排水管や建物が老朽化していることもあり、現在は病院のカルテやフィルムなど、また市の各部局の書類等の保管場所として使用しております。

このたび、学校法人北海道龍谷学園から小樽市に対しまして、当学院の教育施設、いわゆる通信制課程に学ぶ生徒のための独立校舎として活用したいため、当該土地と建物を譲渡してほしい旨の要望がありました。要望に対しましては、当該施設の跡利用関係部長会議と政策検討会議において検討した結果、市としての利用予定がないこと、また要望の趣旨を検討し、学校法人として私立学校を営む公益性や市としての私学振興の見地から、当該建物と土地を学校法人北海道龍谷学園へ売却することといたしました。

当該建物と土地の売却収入につきましては、今議会の補正予算に計上しており、平成18年度末までに売却の手続を終わらせたいと考えております。

○委員長

「市立小樽第二病院における感染性胃腸炎の集団感染について」

○（二病）事務局次長

このたび、市立小樽第二病院で発生しました感染性胃腸炎の集団感染につきまして、これまでの経過と現状を報告申し上げます。

初めに、このような事態を招いたことに対しまして、入院患者及びその御家族の皆様、そして市民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしましたことに対し、この場をおかりしまして、おわび申し上げます。

さて、経過についてですが、まず 2 月 3 日土曜日に一般病棟におきまして、噴水のようなおう吐と下痢の症状の患者が発生しましたので、ノロウイルスの感染を疑い、感染拡大を防ぐため、保健所からの指導に基づきまして、直ちに当該患者を隔離し消毒を行い、手洗いの徹底を図りました。潜伏期間が 2 日ほどあることから、その後もおう吐や下痢の症状を呈した患者が出ましたので、5 日月曜日に検体をノロウイルスの検査に出すとともに、緊急の院内感染対策委員会を開催し、経過報告と今後の対策等について検討いたしました。

院長通知をはじめ、毎日ノロウイルス情報を発信し、院内において情報を共有し、対応策の周知を図りました。通常は短期間のうちにかなりの人員に感染し集団発生となりますが、感染対策を徹底したことにより、おかげさまで大きな広がりには至りませんでした。しかしながら、ノロウイルス感染疑いの患者が心疾患により急患として搬送され、入院を受け入れるなどしたため、2 月 19 日までの間に入院患者 11 名と職員 3 名の合計 14 名に下痢などの症状が出まして、そのうち 5 名からノロウイルスを検出いたしました。

終息宣言が出された後も、引き続き消毒と手洗いの励行に努めてまいりましたが、3 月 3 日土曜日から 4 日日曜日にかけまして、今度は精神科の閉鎖病棟である 4 の 1 病棟におきまして、おう吐や下痢の症状の患者が 5 名出ましたので、ノロウイルス感染を疑い、当該患者たちを隔離し、消毒、手洗いをを行うとともに、5 日月曜日にノロウイルスの簡易検査を行ったところ、4 名の患者が陽性と判定されました。その後も 4 の 1 病棟のほか、精神科の開放病棟であります 1 の 1 病棟、2 の 1 病棟でも下痢やおう吐の患者が出まして、本日現在、患者 24 名、職員 1 名、合計 25 名に下痢などの症状が出ております。

昨日、保健所の立入検査を受け、緊急の院内感染対策委員会も開催し、経過報告と今後の対応策について協議し、院長を先頭にして感染防止に取り組んでおります。

感染拡大の防止に当たりましては、患者の協力が不可欠であります。精神疾患の患者ということで難しい面もあります。今後も保健所からの指導を受けながら、職員一丸となって感染防止対策に努めてまいります。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第 29 号について」

○（保健所）健康増進課長

議案第29号小樽市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案について説明申し上げます。

平成18年12月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、この中で「結核予防法」が廃止されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」への統合がなされました。また、あわせて感染症の審査に関する協議会の組織の見直しがなされまして、人権尊重の観点から、新たに委員として法律に関し学識経験を有する方を加えることが追加され、本年4月1日から施行されます。

このため、当市における小樽市感染症の審査に関する協議会の委員の見直しを行うとともに、小樽市結核の審査に関する協議会条例の廃止を提案するものです。

○委員長

「議案第36号について」

○（福祉）地域福祉課長

議案第36号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

小樽市総合福祉センター条例第3条第2号において、点字図書館について、同条第4号において、とみおか児童館について規定しているところではありますが、障害者自立支援法の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する条例第31条の規定により、点字図書館について引用している省令の題名及び条、号が変わったこと、及び障害者自立支援法附則第26条の規定により、児童館について引用している児童福祉法第7条に第2項から第7項が加えられたため、それぞれ引用している表記を改正するとともに、所要の改正をするものであります。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○若見委員

◎地域医療に対する考え方

今回で私の質問も最後となりますが、今日の厚生常任委員会では、地域医療と陳情が出されております生活保護の母子加算廃止の二つについて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、地域医療についてですけれども、地域医療というテーマは大変大きな問題であると同時に、住民がいる限り議論に終わりが無い課題であると考えております。その地域医療というものを考えたときに、医療を治療という狭いとらえ方から開放して、日常の健康増進、治療、そして社会復帰、このような流れの中で、住民が健康で長生きするためのあらゆる活動を示すものと私は考えているわけですが、短くてもその人らしい死に方、生き方というものがあるでしょうが、基本的にどこに住んでいても、命の重みに差があってはいけないというふうに考えておりますが、この地域医療の考え方に対し、共感いただけるかどうかということですが、いかがでしょうか。

○（保健所）江原主幹

まず、健康の定義ということが必要かと思うのですが、これは世界保健機関（WHO）が示しているのですが、健康とは身体的、体ですね、それから精神的、心理的、また霊的、霊的というのは心のことを言っているのだと思うのですが、それらが完全な状態であって、病気ではないとか、単に虚弱ではない、こういったようなことを健康というふうに定義しております。

すべての方が健やかに一日一日をお過ごしできるということは、非常に素晴らしいことなのですが、世界においては身体の安全を含めた人権というのが非常に損なわれている地域があるということが実情かと思えます。この中

で日本という国家は、平均寿命が世界で一番長い、こういったような国として位置づけられております。こういった指標を用いますと、日本の健康に対する施策、配慮、こういったものは世界でもトップクラスにあるというふうに考えております。

○若見委員

大変わかりやすいお話で、そうだなというふうに思っただけで聞きましたが、今お話の中にもありました健康というものを考えましたら、今のいろいろ自己責任というような言葉が使われるようになってきました。体に関心を持って、それこそ健康な体を自分が守るという考え方は、そもそも悪いことではないですけども、健康への関心が高まってくる一方で、同時に今マスコミをいろいろ通じながらも、健康に関する情報が煩雑している状態があるのではないかというふうに思います。

また、そもそも個人の努力だけでは、維持・回復できるものでもないというふうに思いますし、看護師、医師、保健師、たくさんの職種が専門性を生かして今この瞬間も活動されているところだと思いますが、ばらばらの活動となってはもったいなくて、より一層健康を守るために、それぞれがとらえている情報というものを集中させて、市民の健康を考える拠点をつくることができないかということなのですが、ちょっと大ざっぱですが、私のイメージとしては、保健師などそういう専門職が入り込んだ地域医療についての合同のカンファレンスの場所ということですが、これに対しての考えを聞かせてください。

○（保健所）江原主幹

まず、健康についての自己責任ということなのですが、健康というのは、ひとつ例えば自分の努力で達成できるものもあると思うのです。例えば禁煙の問題ないしは深酒をしないでアルコール中毒を避けるといったもの、それから運動することによって体を鍛える、こういったようなことはある程度できると思います。半面、遺伝疾患とか、生まれつきその人の体質として虚弱であるといったものはなかなか自己責任ということでは解決できる問題ではないと思います。

社会医療、社会学的なアプローチ、それから臨床的なアプローチ、これの一本化ということなのですが、保健所におきましては、定期的に街角に出て、育児とか子育て関係ないしは高齢者関係のことを市民と相談する、ないしは子育ての場合ですと、保育士と、そういった中で業務を行うというようなことを、保健所では行っております。

それから、結核は日本でも数万人の方がかかわれているということで、決して過去の病気というふうには言えないわけです。こういったことは、退院後は保健所の保健師が患者の状態を把握して、入院中は病院の看護師、医師が見ているわけなのですが、ここの接点を持つということで、定期的に小樽病院において結核病棟ないしは結核の外来を担当する看護師と、それから医師、そして事務方、また保健所の保健師、医師が定期的に会合を持って、その患者の病状の変化について情報交換を行っているところであります。

拠点というような何か中心的な建物があるとか、そういったものではありませんが、社会医学を担う保健所と、それから臨床医学を担う病院、その間で情報交換を持っているということが、現在行われております。

○若見委員

さまざまな職種が集まって話す機会が全くなかったわけではないということで、取り組まれているケースもあるということですが、市民にとってはなかなかその場所が見えにくいといいますか、今、保健活動が健康にかかわってどんな活動がされているのか、講習会や何やということであれば、そこに参加したり、こういう催しがあるのだということもわかりますけれども、ちょっとずれましたが、例えば保健師は看護師とはまた違った角度から地域をとらえていらっしゃる、それは貴重な角度からの地域の見方になっているのではないかというふうに思うのです。

そういう意味で、それぞれの職種が地域からニーズというものをそれぞれの角度から積み上げてきて、さまざまな専門職で切っても切り離せない住民の健康を全体の問題として考える共同の場所を、より一層もっと視野を広げて、カンファレンスをして、そして広報をしていく。

以前、私は保健師だよりの発行はできないかということで質問させていただいたこともありましたが、そのようなことで現場から吸収してきたものを、現場に戻していく。この徹底する活動というものを期待するところなのですけれども、重なると思いますが、改めて御所見をお聞かせください。

○（保健所）江原主幹

まず、イベントですとわかりやすく、これは話してできるのですが、若見委員の質問の中で、私たちが市民、特に小児なのですが、子供の情報というのは、非常に保健所は情報をつかみやすい立場にございます。と申しますのは、母子保健法におきまして、1歳半健診、それから3歳健診が市町村の義務として行われています。私たちが乳児健診、そういった1歳半健診ないしは3歳児健診、こういったような健診で受診率9割5分とか9割以上の率を持っているわけです。ですから、確かに広報活動という形で、例えば新聞紙上とか広報おたるとか、こういったところでの情報の発信ということもあるのですが、じかに例えば1歳半の子供たち、3歳の子供たち及びその母親、父親の場合もありますが、こういった方々のすべての方々にある一定の情報を発信することができる。これは確かに若見委員が例えばマスコミ等でごらんいただくというところにはなかなか入りにくいかもしれませんが、実際問題としては、ある年齢層の子供たち及びその母親、父親にはほぼ100パーセント近い情報の提供ということができているのではないかと思います。

○若見委員

地域で、このまちで健康に生活する子供が育っていき、お年寄りも健康的に暮らしていくということで、表現が的確かどうかはわかりませんが、自治体というある意味では決まった枠組みの中、自由な発想をどこまで持って実現に結びつけていけるのかということ、これは民間とは違って、皆さんにはつきまとうていくことなのだというふうに思うのですが、ますます健康なまちづくりというものに、私は期待をしますので、医療にとらわれず、この地域医療という大きなテーマに、皆さんそれぞれがしっかりかかわって努力の成果というものを上げていってもらえればというふうに思います。

このことを申し上げて、ちょっとこの地域医療にかかわっては、大ざっぱで申しわけなかったのですが、質問を終わらせていただきます。

◎生活保護の母子加算廃止について

さて、陳情第2420号にかかわって、生活保護の母子加算廃止のことですが、初めに、平日の子供との接触時間がほとんどないと答えた小中学生の保護者が12.7パーセント。前回調査は2000年に行われたそうですが、この調査を5.4パーセント上回ったということが内閣府の発表でこの3月にわかりました。子供の悩みを親がわからないと半数の方が答えているのですが、自分たちの生活がいつ崩れるかという不安を親が抱えて、子供と向き合う時間も惜しんで働いている。このことは子供にとっても親にとっても幸せではないというふうに私は考えます。このことを冒頭申し上げて、質問に移らせていただきます。

厚生労働省が一般母子家庭との公平性を図る観点から、生活保護のこの母子加算というものを廃止しようとしている。既に年齢によっては廃止されておりますが、今また15歳以下ということで、これに対する母子加算廃止の動きに対する御所見というのをお聞かせください。

○（福祉）保護課長

母子加算が見直しされることになりましたのは、平成15年から16年、社会保障審議会の生活保護制度のあり方に関する専門委員会というのがございまして、そこで生活保護全般についての検証もいろいろとなされ、その中で母子加算についても当然検証されたところによります。

ここで一般母子世帯における消費支出の状況を基に検証を行った結果、母子加算を除いた生活扶助基準額と一般母子世帯における消費支出額とを比較したところ、ほぼ同じ水準であったという結果が出まして、そこで生活保護を受給していない母子世帯との公平性の確保をする必要性があるだろうという結果になったところでございます。

それを受けた形で、今、委員のお話にございましたように、既に16歳から18歳までの子供を養育するひとり親世帯に対する母子加算については、段階的に廃止されていまして、19年度については全廃になるということでございます。さらに、15歳以下の子供を養育するひとり親世帯につきましても、19年度から3か年かけて段階的に廃止をしていくという内容でございます。

ただし、同時に生活保護を受給している母子世帯の自立を後押しするという方策も当然考えられておりまして、17年度からは高校進学費用の保護費での支給がもう既に行われておりますし、来年度からはさらに就労するひとり親世帯に対しまして、就労促進費の給付というのも予定されているところでございます。

こうした支援も配慮されているということを踏まえた上で、生活保護基準自体が一般世帯の消費水準や消費実態とのバランスのとれた水準に設定するという事で求められておりますので、そういうことからすると、今回の公平性の確保という観点から、そういう見直しに至ったのだらうということでの認識を強く持っているところでございます。

○若見委員

では、母子加算は、単なる上乗せという認識で今お考えなのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○（福祉）保護課長

母子加算は、昭和24年5月に創設された加算でございまして、その創設された理由が、ひとり親世帯に対する衣食などに係る基本的な生活費である生活扶助費に加えて、追加的に算定するものということでございますので、単なる上乗せということではないというふうに考えてございます。

○若見委員

「親にお金がないと子供が苦勞するのは当たり前だ。だから、お母さん、一生懸命働きなさい」と、このようにして、家族の責任を強く今問われてはいないのかと、どうなのか、非情な世の中だというふうに思うのですが、家族の貧困というものが、未来ある子供の選択の幅を狭めている。大人社会の格差の問題に子供を巻き込むということとは、私は決して容認できることではないと思うのです。その辺での、保護課の考えをお聞かせください。

○（福祉）保護課長

今、委員から御質問の母子加算の見直しによる子供への影響という点だというように思いますが、先ほどもちょっと答えさせていただきましたように、高校進学の子供に対してはもう既に平成17年度から高校進学費用の支給がなされているところでございますし、19年度からはまた新たに就労するひとり親世帯に対しては、就労促進費の支給の予定をしてございます。そういうことから、母子世帯の子供に対する影響が出ないような配慮がなされているものと考えてございます。

○若見委員

今この加算があるときでさえ、影響はもう既に出ているのです。私の子供も小学校に通っています。体育館に行きますと、つま先しかつながない靴を履いて、子供たちが運動場を駆けめぐっている。これが小樽市で起きている実態なのです。影響が全くないわけではないのです。貧困の連鎖という表現を私たちはしばしば使いますが、では、子供にとっての貧困というのは、一体どういうふうに考えているのか、考えをお聞かせください。

○（福祉）保護課長

ちょっと難しいのですが、思うような教育が受けられないなど、今、未来への不安みたいなものも、そういう貧困の部分に入るのかなというふうには考えてございます。

○若見委員

子供というのは、成長に従って、現実のシビアさというものを胸に強く感じていくもので、口に出していいこと、悪いこと、子供なりの分別を持って生活をしているのではないかと思います。子供にとっての貧困とは、まさに生きにくさそのもので、一つ一つ悩みの声を丁寧に聞いていくと、社会に対する矛盾というものが私は見えてくる

のですが、母子加算廃止の影響がおよそ 2 万円程度、今廃止されている年齢もありますが、先ほど私は貧困が子供の選択の幅を狭めると申しましたが、例えば学習にかかわってですが、市内学習塾に聞き取り調査をしました。公のものではありませんけれども、学習塾の授業料は交通費を除いて平均 2 万 5,000 円。今まで母子加算でやりくりできたものが、そうはならなくなった。「お母さん、高校進学をあきらめようか。高校に行かないで働こうか。」ということを、親子の中で会話をしている。これをどのように受け止めるかということです。お尋ねします。

○（福祉）保護課長

母子世帯で、どれだけの方が塾に通っているかというのは、特段、保護課では調査してございませんので、そこら辺の部分での話はできませんが、そういう塾に通うことの費用に母子加算を充てていた保護世帯があるとすれば、今後やりにくくなる、やりくりに苦慮するという現実が目の前に出てくるのかという感じはいたします。

○若見委員

それは実態としては、まず受け止めていただければというふうに思うのです。先ほど説明もありましたが、母子加算廃止のかわりに、就労されているところには就労促進費を支給します。けれども、この費用そのものは母子加算の半分にもならないというふうに聞いております。

私がかかわった母子家庭の事例をちょっと紹介させていただきますが、保護課より「若いだからもう少し働けるのではないか」というふうに話があった。本人も非常にまじめな方で、頑張れば正規雇用の道が開けるかもしれない。いつかは自分の手で子供を育てたいという強い思いから、忙しい時期は深夜まで小学生一人で留守番させることもありました。親子の会話はどんどんなくなっていきまして、子供は昨年のもう猛暑の中、自宅の窓を閉めて引きこもりがちになりました。室温は 40 度ほどありました。ソファに子供は横たわっていました。子供は意識もうろうとする中でも、「お母さんの帰りを待ちたい」と、声を絞り出して叫びました。母親は仕事を結局は抜け出すことはできなかったのです。これは育児放棄という言葉に置きかわらないと思うのです。成長期の子供を抱えて親がゆとりなく仕事をする一方で、子供に影響が出てきた。このことはしっかりと私たちは、受け止めなければならないのです。加算をつけるとか外すとか、そういう単純な話でないことは、当たり前で真ん中だと私も承知していますが、保護費という決まった額の中で、どのような生活に今なっているのかというものをしっかり見ていかなければ、こういう大事な問題を見落としてしまう場合もあるのではないかと。単なる金銭の問題ではないですけども、母子家庭の平均所得は全国平均で 225 万円程度、いろいろな調査結果がありますけれども、母子加算廃止は、一般母子家庭との公平性ということで言えますけれども、今紹介したこの母親は、深夜まで仕事をして、子供にこんな影響が出て、年間 150 万円程度です。支給されている保護費はわずか一、二万円程度だと。国が指摘するいわゆる逆転現象、公平さに欠けるということが、この小樽市で大多数起っているのですか。仮に逆転現象が起きていたとしても、一般母子家庭を手厚く応援していくのが本来ではないかと思いますが、改めて聞きます。この母子加算の廃止、国が指摘する逆転現象は、小樽市で大多数起っているのかどうかということです。

○（福祉）保護課長

小樽で逆転現象が起きているかどうかという、保護課独自の調査は正直言ってしておりません。ただ、先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたように、国の中央での話合いの中で一般世帯との消費支出を比較検討した結果、当然加算を除いた金額で同水準で、その部分では逆転現象が起きているということでございます。

2 点目の御質問に対しましては、一般母子世帯についてどうするのかというのは、私から答弁するのは非常に難しいというようには考えますけれども、先ほどの答弁の中で保護基準というのは、消費支出とか消費実態とのバランスのとれた水準に設定していく。それが基準でございますので、それから言いますと、一般母子世帯のそういう消費水準が上がれば、それに連動して保護を受ける母子世帯の方々の基準も上がっていく、それが一番望ましいことかなというようには考えてございます。

○若見委員

市独自の調査がされていないということですが、ぜひこの小樽市の実態がどうなっているのか、いろいろな環境などいろいろな社会的なものもあると思います。自治体に個別性があると思うので、ぜひこの辺をしっかりと調査して欲しいと思います。

そして、これまでの母子加算廃止の影響を、では総括されているのかと、段階的に廃止されてきた16歳から18歳の間です、それから今後15歳以下の廃止の影響、これの予測を今持って対応されているのかということですが、いかがですか。

○（福祉）保護課長

16歳から18歳までの子供の影響額については、今日資料を持ってきていませんので、答えは後ほどさせていただきたいというふうに考えております。

15歳以下につきましては、平成18年度の12月1日での母子加算支給人数が349名おられます。それからいきますと、先ほど言いました3年間で段階的に落としていって、最終的に21年度が全廃になりますので、3分の1の金額、今までは2万1,640円出ていたのですが、そのうち3分の1に相当の7,210円が19年度から落ちる。それと先ほどの人数を考えますと、大体3,000万円ぐらゐの影響額が出るのかというふうには考えてございます。

○若見委員

数字上はそういうことになりますけれども、ではその人たちの生活そのものに、どういふふうに影響していくのかということでは、先ほど独自調査の話も出ておりましたけれども、間違いなく金額が減っていく話ですから、ぜひここは担当のケースワーカーを通して、ひざを交えてどんなふうに関に影響が出てきているのかということで、お互い心を砕いて話せるような環境というものをつくって欲しいと思います。

それから、母子加算の廃止というものは、決して幸せを生み出すものではないというふうに思います。それは、今私が幾つかのケースを紹介してきましたけれども、生活の重圧に押しひしがれて、子供と親のかかわり、とりわけ子供とのかかわりが閉め出されるようなことがあってはならないというふうに考えるのです。

それから、何件も話を聞きました。今、保護世帯が大変多く、私のつながりの中での、母子家庭で頑張る母親たちの声を聞いてきましたが、「過酷の連続」という言葉を使うのです。それから「想像を絶するピンチ」だと。これから子供に幾らかかってくるのかも、そんなことを考えると、途方に暮れてしまうと言うのです。これは私も子供を今育てていますから、もちろん身に寄せて受け止めることができるのですが、こういう生活実態というものをきちんと把握して、国にしっかりとそのことを届けていくということは、小樽市の責任の範囲でやはりすることではないかと思いますが、いかがですか。

○（福祉）保護課長

市の責任という御質問でございますけれども、生活保護制度はもちろん国の法定事務でございます。その実施機関であります市としましては、決められた基準に従って事務を進めることが実施機関としての責任ということになるかというふうには考えてございます。

○若見委員

母子加算の廃止で、その下がった額、寒さを我慢するのか、食べるものを我慢するのか、あるいは学用品を我慢するのか、いろいろなその人その人のライフスタイルに合った考え方があるのでしょうか、生活環境の変化、これを市としてしっかりと知っているのか、とらえていくか、とらえていかないのかということでは、そのケースとのかかわりもずいぶん変わってくるのではないかというふうに思うのです。実態把握というものには、本当にしつこいようですが、努めていただきたいというふうに思うのです。

全国の調査では、日本の母子家庭世帯の稼働率というのは、とても高いと言われているのです。全国では8割、小樽でどこまでかはあれですけども、ちょっとそこまで私は調べることができませんでしたが、多くの方が仕事

についている。しかし、パートやアルバイトという、その雇用形態を考えたときに、いくら働いてもしっかりとした収入に結びつかないというのも、日本の特徴だというふうに言われています。北海道やまた小樽という地域が、例外ということはないのです。それから、子供と時間を保つために、土・日・祝日の休みが取りやすい職場を探そうか、どうしようか、こうしようかと考えているうちに働く職場がなくなってしまうのです。それから、この先ほどのようなパートやアルバイトという細々と働くその中で、下げられるその2万円の穴埋めをすることは不可能だと。働け働けと言うけれども、では、体を壊してしまって本当に働けなくなったとき、子供の世話をだれが見てくれるのだと。私の健康をだれが補償してくれるのだというのが、今この母子加算廃止の影響を受ける真ただ中にいる母親たちの怒りとも言える声なのです。

これをしっかり私は届ける役割があると思い、今日そこに時間を割いて質問の場に立つわけですがけれども、育ち盛りの子供に心からおなかいっぱい食べなさい、そんなふうに声をかけられない母親のつらさというものを、わかってあげてほしいのです。私には、3人の子供がいますけれども、1日に一升の米を炊くのです。牛乳は1日に1本半なくなるのです。そんなペースで男の子3人を育てていますけれども、食卓におかずを並べても、子供がどれだけ食べるのかわからなくて、子供が全部食べておなかいっぱいになった残りの皿をかき集めて、自分が御飯を食べる、このような感じが、どこの家でも起こっていると思うのです。おなかいっぱい食べなさいと言えないのですよ。この言葉、このつらさというものを、皆さんやはり自分たちも一生懸命子供を育ててきたり、今、子供を育てている最中だと思うのです。そこをきちんと受け止めて、国の言いなりにならず、きっちりと押さえていくということが大事なのです。下へ下へと公平と言ってそろえていくようなことがどんなに心ないことか。心ないという言葉は私はあえて使いますし、見つけました。

厚生労働省の方針に困っているケースが、こういうふうにあるにもかかわらず、市として母子加算廃止反対についての声を高く上げていかなければ、国の主張に同感なのか、市民の実態も何もわからずして、国の主張に同感していくのかということを、最後にお聞きしたいと思いますが、その辺をまずお聞かせください。

○福祉部長

今お話がありまして、保護課長の方からも経過等も踏まえていろいろ答弁があったと思います。

一つには、この生活保護制度、本来これは国のやるべき仕事、それが市に法定受託事務という国の責任基準、そういうものを市が行っている。そういうことで国の責任ということと言えますと、先ほどもお話があったのですが、やはりこの母子加算手当というものが、果たしてこれでいいのかということは、繰り返しこれまでも国の社会保障制度審議会、専門委員会の中でいろいろな繰り返し議論がされてきているということなのです。果たして、いいのか、いろいろな問題がさまざまな委員の間でやりとりされたのは私も承知しておりますけれども、最終的にはそういった中で、この生活保護、被保護世帯の自立を支援していくという大きな目的がある。そういったことを考えたときに、今のこの母子加算手当制度が、果たしてこのままでいいのかどうかという大きなところがあって、結果として国としては一般の母子世帯との公平性、不均衡というか、そういった観点で見直しをしなければならなかったというふうに私も理解しております。

ただ、今回の見直しも直ちに行うということは大変であろう。だから、激変緩和措置ということで、3か年で順次廃止していきたいとそういうことも言っているわけです。

それと、さらに先ほども金額的にはどうかというお話もありましたが、やはり就労している方については、さらに自立を支援していくのだということで、ひとり親世帯就労促進費というのですか、それを全くとするのではなくて、新たにそういうものも創設していこうという国の考え方もございます。

もろもろそういうことが今までの流れの中であるのですけれども、やはり若見委員からもお話がありました、基本的に私もひとり親世帯のそういった生活実態というのですか、それは大変であろう。それは私もよくわかります。そういったこともございますので、今後この被保護世帯、いわゆる母子世帯の皆様の今後の生活状況の実態につき

ましては、ケースワーカーともども把握には十分努めて自立支援ということがありますので、こういった適切な支援と援助を、どのように行うことができるのか、そういったことで自立に向けた支援をやっていきたいというふうに思いますので、その点は御理解願いたいというふうに思います。

○若見委員

残念ですけれども、私は全く理解できないです。子供が大変な状況に追い込まれているのです。何度お話ししても、その域を私は今日の場所で、脱することはできないのだろうと思います。国の方からも、新聞に載っていましたけれども、それぞれの自治体から反対の声が出るだろうけれども、自分たちのものとして頑張ってくれということで、ハッパをかけられている、そんな状況も新聞でも報道されておりましたけれども、状況を把握して、けれども理解してくれでは、その人たちは、ではどこで救われるのかということなのです。やはりただせめても、今、福祉部長が答弁したように、状況の把握、どんな生活を強いられていて、子供がどんな思いをしているのかということとをきっちりとわかっていただいて、これから困った相談が来たときには、その方たちに身を寄せて、かかわっていただきたいというふうに思います。これはお願いです。せめてできることをやっていただきたいと思います。

たくさんお話ししたいことがありましたけれども、最終的には子供を育てる親というのは、何を犠牲にしてもやはり頑張るのです。だから、私もそうですけれども、その辺の母心というものもわかってあげなければ、母親たちの救われる場所が何もないのです。ぜひ、福祉部長はじめ、福祉部の皆さん、それからこの小樽市全庁挙げて、この問題については真剣に向き合って考えていってほしいと思います。いろいろなところでのしわ寄せが今後出てくると思いますので。

それから最後に、私の方からは、ぜひこの陳情の、国に意見書を上げてほしいという陳情者の願意というものは、本当に切実で、妥当なものだというふうに思いますので、陳情の採択を主張する立場で、質問をさせていただきます。そして、私の委員としての質問を、今日で終わらせていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○成田委員

今、若見委員の質問を聞いていて、何か自分の生活を見せられたような気がしました。やはり保護社会がここまで進んできたということ、そしてこの議会の中で、このように話されてきたということは、やはり世の中が変わってきたのだと。保護社会の中で、保護に甘えている人たちというのは、かなりの人たちがいるのだろうと、そう感じました。そして、実際に生活に困窮している人たちというのは、保護に頼っている暇がない。自分が生活する中で、いろいろな方法というのがあって、親は子供をしっかり守って育てていく。そして、子供は親の生きざまを見て育っていくわけですから、そういう生活をこれから送れるように、保護社会がここまで進んできている中で、皆さんやれる範囲で、本当に生活困窮している人には、手を差し伸べてあげてほしいと思います。それで、自助努力を精いっぱいやっている人には、精いっぱいやってもらえるように支援していただければと思いました。

◎小樽市交通安全計画について

私の方から、小樽市交通安全計画に基づいて質問させていただきますけれども、この交通安全対策会議というのは、メンバーの中に、市民参加の方がおりますか。また、どういうメンバーで構成されておりますか。

○（市民）生活安全課長

交通安全対策会議のメンバーでございますけれども、交通安全対策基本法に基づき対策会議を条例で設置することになってございまして、小樽市交通安全対策会議条例でメンバーを決めている部分がございます。また、交通安全対策基本法の施行に合わせて、各通達等が出されまして、対策会議のメンバーは、こういうメンバーをもって構成せよということになってきてございまして、会長は小樽市長ということでございます。委員については、

小樽開発建設部長、小樽労働基準監督署長、北海道運輸局札幌運輸支局長、小樽土木現業所長、小樽警察署長、後志支庁地域振興部長、そのほかに小樽市の部長として、総務部長、市民部長、福祉部長、保健所長、建設部長、教育長、消防長ということになってございまして、一般市民の参加という形にはなってございません。

○成田委員

この対策会議の中身は大変立派なものであるのですけれども、この中に人優先の考え方が入っていて、そして市民の積極的な協力と参加、協働型と書いているのですけれども、協働という意味は、市民がこういう会議には参加しなくても、「あなたたちがやってよ」と、この会議の資料を渡し、それで市民に協力せよということなのですか。

○（市民）生活安全課長

まず、参加・協働の部分でございすけれども、交通安全そのものという部分は、やはり自分の身の安全は自分で守る。地域の安全は地域で守るという部分ということが、一番の基本だろうというふうに考えてございまして、これは国なり北海道の安全計画についても同様となっております。それらの中で、我々がお手伝いをできる部分、自分たちで守っていく部分、それらをあわせた形での参加・協働という考え方でございまして、押しつけうんぬんという考え方は基本的に最初から持っていません。

○成田委員

こういう概要ですから、そういう面で見れば、それでいいのかと思いますけれども、実際にこういう事故に遭ったり、自分たちがやっていかなければならないというのは市民ですから、市民がそういう立場に立っていくわけですから、その中でやはり人を優先という考え方からいけば、市民を代表する人たちも入った方がいいのかなと思ったものですから、そういうふうに聞いたわけです。

また方向を変えますけれども、今この踏切の問題がありますね。第 4 章に「踏切道における交通の安全」、これ築港駅から小樽駅の方に踏切があったのですけれども、あそこの踏切が廃止になり歩道橋がついていますけれども、それはどういう観点から踏切が廃止になったのでしょうか。

○（市民）生活安全課長

まず、1 点目の市民代表が入ってこういったものをつくった方がいいのではという部分については、実際この計画については、あくまでも大綱というか、物の考え方ということでございまして、実際の、いわば活動といいますか、運動といいますか、そういう部分については、小樽市交通安全対策推進委員会という組織、これは警察、交通安全協会あるいは市老連、老人クラブから町会、あらゆる企業、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等々が入っています。それらの中で、参加できる部分については参加をお願いし、また自分のところでこういうことをやりますという部分については、例えば銭函でも色内小学校のスクールゾーン啓発等々についても、私どもも一緒に行って、一緒にやっておりますし、これからもやっていく。それが協働なり、市民の方の参加という部分になるかと思っています。

それから、踏切のお話、場所がよくわからないのですが、どの部分ですか。

○成田委員

近藤工業株式会社の向かい側です。

○（市民）生活安全課長

先般、私が別件でそこを見てきた部分でいいますと、もとは確かに私が子供のときの記憶でも踏切だったと思うのですけれども、鉄道交通の安全、あるいはそういう部分で、本当はなくしたかったのかもしれないけれども、ああいう形で旧保線区と国道 5 号の間に小さな部分ができてきたということで、現在に至っているのだというふうには思っていますけれども、ちょっとなぜかという部分については、私どもの方ではわかりかねます。

○成田委員

昔、あそこは国道 5 号だったのです。下を国道が通って、バス路線があそこにあったのだけれども、勝納方面へ

行く車の量が少なくなってきたことから、踏切を廃止しようということになったのだと思うのですけれども、それならと、今、踏切を復活せよと言うわけではないのですけれども、交通量の関係からなったのか、何か事故があったのか、それともその。

（「国道の拡幅」と呼ぶ者あり）

地元にいる私がわからないで。ただ、あそこところが、今こうやって安全性の面からいって、交通に支障があったのか、それをちょっと聞いたかったのですけれども、そういう面ではわからないですか。

○（市民）生活安全課長

今、委員長がおっしゃったように、多分国道拡幅の絡みで、いわば、ただなくするということになりますと、利便性なりなんなりという部分、それから踏切のままであれば、車、人あるいは列車等々の事故、そういう部分を検討し、また地域からの要望等もあって、ああいう形になったものとして私どもは推測するしかないのですけれども、そういうふうに考えてございます。

○成田委員

若竹町の人はいんぐべい小樽に行くのに、歩いていく人は築港駅から行けるのですけれども、車で行く人は真っすぐ行けないのです。目の前にあるのに、すぐ行けないのです。ずっとどちらかのまちを通っていかなければ行かない状態になっているので、もし何かの機会ですら会議の中で、そういう話ができるのであれば、1本通す道路をつくってもらえればと思っています。

ただ、生活安全課にお願いしたいのは、今、勝納町に消防署がありますね。消防署の下に中央バスのバス停ができたのです。そして、あそこに手押し式の信号機があるのですけれども、そのボタンを押しても、5分ぐらい待たなければならない。この冬の寒いときにあそこに立って待っているというのは、高齢者の方など本当に大変だと思います。そして、車も来ないのに待っていなければならない状態になると、無理して渡ってしまうのです。渡っている途中でまた車が来るような状態になりますので、その辺のことでちょっと伺います。一番長いのは何分あそこで信号が変わらないでいるのか、その辺わかっていますか。

○（市民）生活安全課長

何秒だったかの細かい部分は、今承知していませんが、その場所の信号機については、手押し信号ということになっていますけれども、築港駅前から信号機、それから若竹町のバイパス下の交差点の信号などと連動していると伺っていますので、それぞれの交通量に合わせてコンピュータ制御のような形になっているものですから、車の交通量がある限り、今言った5分近く待たなければならないというケースも出てくるかと思います。また、あの場所には、私の記憶では、ちょっと離れているかもしれませんが、地下歩道もそばにあったと思いますので、間違っても赤のときに道路の方には出ないで、多少遠回りになるかもしれませんが、身を守るということで、横断歩道を渡っていただいて、事故のないように御利用いただければというふうに重ねてお願いをしておきます。

○成田委員

今、小樽市交通安全計画では、人優先とつくっているのではないですか。人優先でありながら、車優先の社会だと。そうかと思えば、踏切を廃止してしまって、車社会の中で車を通させない。それはどっちにどう矛盾しているのかなと思っているのですけれども、信号機の面だけではないのです。小樽方面から交差点を通り過ぎて、消防署の前に停止線があるのです。信号が赤になったときに、停止線があるものですから、停止線から右折して若竹町の水産学校通線に入れないのです。水産学校通線のところに入れるように停止線を変更することはできないのですか。

○（市民）生活安全課長

現地を見させていただいて、またお話を伺って、警察の考え方も聞いていきたいと思います。

○成田委員

結局、東小樽から来る車は信号が青だからずっと来るのです。だから右折する車が待機して待っているわけです。待機して待っているのだけれども、手押し信号が赤になると、待機している車のうち 1 台ぐらいしか右折できないのです。そうすると、ずっと右折する車がいつまでも行けない状態になる。停止して待っていてくれればいいのです。交差点が青信号のため東小樽から来る車がどんどん進んでいくわけです。ただ、小樽方面から来て、若竹町の水産学校通線に入るのに、右折する車が右折できないで待機して待っているのです。右折できないで信号が変わったときに 1 台ぐらいしか行けないものだから、この間パトカーと隣り合わせに停止していた車が、いつも自分のとき信号が赤だから、赤でも行ってしまった。今度はパトカーに追いかけて、とまって、「信号無視ですよ」と。そこで初めてわかった人もいます。冬とはいえ、そういう停止線があるものだから、かなりそういう厳しい取締りを受けている人がいるので、その辺ちょっと配慮してもらえようような方法をとってほしいと思います。停止線をちょっと中に入れてもらえれば、交差点の中で行けるように方法をとってもらえれば、行けるのです。

○市民部次長

今の若竹交差点なのですけれども、あそこにつきましては、国道が札幌方向と小樽方向、交互に信号機が赤と青が切りかわるのです。小樽方向に向かって青のときは、車が相当来ているので、あそこの信号機が札幌方面から来て、小樽方向で若竹交差点の信号が赤になった時点で初めて小樽方向から来た車が右折できる。ですから、国道の主な信号機があそこの制御を受けて、右折できるようになっているはずですので、そんなに待つような形にはならない。

（「矢印信号でもつけば行ける」と呼ぶ者あり）

恐らく矢印信号がつくと、札幌方向からずっと青で来ているものですから、あそこで右折信号にぶつかってしまう。ですから、あそこは北海道開発局側の方の市の信号機で制御されなければ、事故のもとになるというふうに、私は毎日通るのですけれども、そのように考えますので、その辺、右折信号で恐らく制御できない信号であいう形になっていると思いますので、御理解を願いたいと思います。

○成田委員

かなり厳しい状況になると思いますので、横断歩道の信号機のことですから、横断歩道の信号機が赤になれば行けないということですから、矢印信号がつかないのかなと思ったのです。横断歩道と関係なく、右折する車を進めることができるような、あそこに停止線をつけなければいいのです。停止線がなければ進めるから、その辺も公安委員会と相談してもらえばいいと思います。

○（市民）生活安全課長

私どもも一緒に行って、警察の担当にも現地を見てもらって、どういう方法をとれるのか、警察とも話してみたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

報告事項について何点かお聞きしたいと思います。

◎小樽市交通安全計画について

初めに、小樽市交通安全計画ですけれども、これの 5 ページ、先ほど成田委員からもちょっとお話が出ていましたけれども、「人優先の安全・安心な歩行空間の整備」ということで載っております。大綱ですので、大枠の内容かなというふうに思うのですけれども、まず聞きたいのは、ここにある歩道とか、押しボタン、横断歩道も含むと思うのですが、平成 18 年度の実態として横断歩道及び押しボタン信号機等の要請は幾つあったのかを聞きたいと思っています。

○（市民）生活安全課長

現時点で横断歩道あるいは信号機という部分の地元要望というのは、積み重ねということも含めまして二十五、六件。大体年に二、三件出てくるとというのが、私 2 年間の経験でありますけれども、トータルして二十五、六件というところでございます。

○高橋委員

二十五、六件というのは、信号機ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、実施率というのはどのぐらいになりますか。数でもいいですけれども。

○（市民）生活安全課長

実施率という部分でいいますと、端的に実施率というよりも年に 1 本ずつというふうな話の方がわかりやすいかと思っておりますけれども、平成 17 年度については、旧マイカルのエネルギー棟のところ、それから 18 年度については交通記念館と新ホームマックのところの横断歩道という部分の 2 年間に 2 か所ほど設置されたぐらいでございます。

○高橋委員

それで、計画では整備の推進ということになっているわけですが、これについては今後どういうふうに考えていくか、その考え方を教えてほしいと思います。

○（市民）生活安全課長

信号機など公安委員会の方で設置しています交通安全施設の部分、特に信号機という部分について話をさせていただきます。

私どもの方は毎年、警察に対して要望はしてきてございますし、常々どうなっていると話をさせていただいています。ただ、平成 16 年度あたりから信号機設置のための予算という部分に関してだけ申し上げますと、それまで百何十か所なり、200 か所なりが予算化されていたものが、16 年度から 30 か所内外、18 年度を例にとりますと、26 か所というふうに聞いています。そうしますと、道内 35 市ございますので、端的に言って、1 年に一つ来るか来ないかというのが現実の話になっています。

それと、今年度まだ供用開始してございませんけれども、銭函から張碓のトンネルの対策ということで、オービスの設置を従来からお願いしてきてございます。それらが、札幌方面から来る片側 2 車線部分だけですけれども、設置され、交通安全に寄与してくる形になってございますけれども、私が担当する前、それから担当してからという部分は、信号機あるいはオービスという部分については、3 か所について設置したというような実態でございまして、地域の要望については、私どもも警察なり、公安委員会なりに持って行ってすぐ設置されるような状況になり。今、私が申し上げた年間 20 か所ないし 30 か所ぐらいの予算しかないという話をしながら、引き続き要望をしていきますという話をさせていただいていますし、現地で現実的な対応をどのようにやっていくのかという部分についても、いろいろ相談をさせていただいて、看板設置とか、ボランティア指導員の協力を得ながら、毎日ではないにしても立っていただいて、安全確保に向けた形をとっております。

○高橋委員

もう一点、この 7 ページですけれども、先ほど報告がありました違法駐車対策です。この中で、「取締りを強化する」という文言が入っているわけですが、これは具体的にどういう方向性でやっていくのか、それも聞きたいと思います。

○（市民）生活安全課長

違法駐車取締りについてでございますけれども、昨年の 6 月、札幌市内の 10 か所の警察署管内で、民間委託の駐車違反取締りということでスタートしてございます。当時、道内地方都市に順次広げていくということでございましたけれども、この 4 月 1 日から小樽市の中心部において、民間委託による駐車取締りが始まるという形になってございます。特に、重点区域としましては、国道 5 号と臨港線を挟み、入船十字街から稲北までの間ということが重点区域として民間委託の駐車取締りが 4 月 1 日から始まりますということで、広報等の掲載あるいは警察のホームページにも既に載ってございますので、御一読していただければと思いますし、注意いただきたいと思います。

○高橋委員

◎小樽市障害福祉計画について

次に、この小樽市障害福祉計画について、何点か聞きたいと思います。

まず 13 ページ、相談支援体制ということで、ここに書いていますように、「気軽に相談ができる場所を増やしてもらいたい」という文言が載っております。

それに関連して 16 ページですけれども、「相談支援事業の強化」、ここに注目したのは、「24 時間いつでも障がいのある人や家主から相談を受けることにより」ということになっているのですけれども、この 24 時間いつでもというのは可能なのでしょうか。それを確認したいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

この部分につきましては、相談支援事業者ということで、平成 18 年 10 月から委託で 4 か所やっております。そのうち 1 か所について、このサービスといいますか、この 24 時間の体制ということをお願いしているのですが、実際問題として 24 時間ということで事務所に張りついているということではなくて、携帯電話の方に連絡を入れてもらうという体制でやっている。この事務所がたしか 4 人体制だったと思うのですけれども、その人たちが交代でこの日はだれという形になろうかと思うのですが、そういう形での 24 時間ということです。

○高橋委員

よく、どこの窓口で聞けばいいのだということを聞かれます。障害者の方、それから精神障害者の方、そういうことで、できるだけ市民の皆さんにわかりやすい周知といいますか、それをぜひお願いしたいというふうに思います。

◎旧高等看護学院寄宿舍売却について

それから次に、移りますけれども、もう一つ報告事項の中で、先ほど市立病院の旧高等看護学院寄宿舍の売却についてお話がありましたけれども、これは先ほどの話のほかに、違う企業とか業者からお話があったかなかったか、それを教えてほしいと思います。

○（樽病）総務課長

今回、この旧高等看護学院寄宿舍の土地につきましては、公募とかいうのではなくて、龍谷学園との随意契約ということで、考えておりますので、特にそのほかの業者からの問い合わせなどはありません。

○高橋委員

随意契約ならわかりました。

それで、先ほどカルテなどの保管場所に使っているということでしたけれども、このカルテ類はどこに移動するのかを教えてください。

○（樽病）総務課長

現在、そちらに置いております荷物、カルテ、フィルム関係につきましては、もう一つ小樽病院に看護婦宿舎、これも使っていないのですけれども、主に休憩室とかに使っている部分ですけれども、その建物にあきがありますので、そちらの方に保管したいと考えております。

○高橋委員

◎第二病院の感染性胃腸炎の集団感染について

次に、第二病院の方ですけれども、先ほどノロウイルスの報告がありましたけれども、この主な原因というのはわかりますか。

○（二病）事務局次長

いろいろ聞き取り調査とかも含めて調べていった中で、2月のときも、それから今回のときも、最初の感染原因となっているのは、お見舞いに来られた御家族の方というふうに考えられております。

○高橋委員

わかりました。

関連して保健所に伺いますけれども、他の施設、他の病院でもノロウイルスが今年は非常に多いわけですが、これは何で今年に限って発生率が高いというか、こういう内容が起きているのか、もしそれがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○保健所長

ノロウイルスに関しては、昨年、ここ二、三年、日本でも増えてきているのですけれども、欧米では相当以前から多かった。日本では二枚貝の食中毒ということで知られていたのですけれども、実際には大昔から夏場に何かよくわからない食中毒みたいなのが学校ではやった。しかし、菌がわからなかった。どうも風邪の一種ではないかという形で、この種のものは結構昔から知られていたのです。だんだん日本でもウイルスが環境内に住みつくようになってきて、寒いシーズンになって何かと多くなってという状況になってきている。

ですから、増えてきたというのと、もう一つはやはりウイルスの抗原というか種類が少し変わったものが増えてきているという事実があって、ですから、今後まれなウイルスというよりも、環境内に住みついていて、やはり冬期間になったら、風邪と同じように出てくる、そういう種類のウイルスとして認識していかなければならない。ですから、国の方も、かつては食中毒に注意しようというようなものから、今大分変わってきて、今後はやはり寒い季節になると、各集団施設においては気をつけましょうというような、そういうウイルスになってくるかと思っています。

○高橋委員

わかりました。

それでは、質問に入りたいと思います。

◎廃棄物収集車の使用料の算定根拠について

初めに、環境部に伺いますけれども、前回の厚生常任委員会で廃棄物収集車の金額の根拠の数字について積み残しというか、宿題になっているものがあったかと思しますので、まず再度その説明をお願いしたいと思います。

○（環境）管理課長

まず、前回の厚生常任委員会で宿題となったのは、パッカー車の使用料の算定で、公有財産規則に準じてということの中で、償却について小樽市公有財産規則の方で100分の80に相当する額を耐用年数で割るという規定に対して、環境部の方では、パッカー車の使用料の算定では100分の90を耐用年数で割るというふうなことで、80と90の違いはということでの確認ということでございました。

小樽市公有財産規則の建物の使用料の場合につきましては、建物の場合、建築時から相当年数がたっていること

が多い場合がございます、いろいろ建築時の貨幣価値等の違い等もございまして、実際の建築価格と現在の建物の価値というのがかい離している場合が多いというようなことから、再建築価格を基に100分の80を償却の基礎とするというふうな考え方でその旨が規定されております。それに対しまして、パッカー車の場合は利用年数等を考慮いたしますと、購入時からそんなに価格差が大きく変動する状況にもございせんので、環境部といたしましては、実際の購入価格を基に一般的な減価償却の方法でございまして残存価格10パーセントを引いた90パーセントの額を耐用年数で割るという方法で算定したということでございます。

（「要綱の話はいいの」と呼ぶ者あり）

そういうことで、前回舌足らずな部分があったのですが、前回の議論を十分踏まえまして、算定の方法の明確化を図るということの目的から、環境部といたしましては、環境部所管車両貸付要綱というのを昨年の暮れ、12月27日付けで制定いたしまして、以降の貸付契約に係る貸付料の算定の基礎として、明確に使っていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

これにかかわってですけれども、やはり見えない部分といたしますか、わかりづらい部分が結構まだあるのかというふうに思っております。私が指摘したのは、やはりだれが見ても公平でわかりやすく、しかも納得のする、そういう金額設定だとか計算方法、試算でなければならないというふうに思っております。ですから、以前よりは少し進んだというふうには思うのですが、まだまだ改善の余地があるというふうに私は今思っています。これに関して部長の方から答弁をいただきたいと思います。

○環境部長

前回の議論から、高橋委員の方から御指摘を受けまして、管理課長の方から答弁をしましたけれども、そういう透明性を高めるという意味合いから、公有財産の部分については、そういう規則がございまして、公有物件の場合は、貸付要綱等がなかった部分ですので、これにつきましては、一応そういうことでいつまでこれを使えるかわかりませんが、いまやっている限りでは、この規則を使用してやっていきたいと思っております。

今回こういう形で透明性を図るということで、御理解を願いたいと思います。

○高橋委員

また、ぜひ議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎葬斎場について

次に、葬斎場について何点か伺いたいと思います。

まず、現在の葬斎場がいつできたのかを教えてください。

○（市民）葬斎場長

平成3年に新しくオープンしたという状況でございます。

○高橋委員

そうすると、今年で16年目ということですね。

それで予算の推移を調べてみました。10年間でですけれども、平成9年度から今年の平成19年度までの10年間の予算の推移をずっと見ていたのですが、まず職員数と嘱託の数、平成9年と19年と、それぞれわかっていたら教えてほしいと思います。

○（市民）葬斎場長

平成9年の職員は、今ちょっと手元に資料がないので不確かなのですが、事務方は場長、事務長、嘱託員、それから火葬の方の火葬員は、平成9年当時としてはたしか正規職員で3名体制だったと思います。平成19年は事務方は場長、嘱託員、それから火葬員は正規職員2名、嘱託員3名の体制でございまして。

○高橋委員

聞き方がちょっと悪かったので、申しわけないのですけれども、正規職員の数はわかりました。平成 9 年は 7 名で、今年は 3 名というふうに予算書では載っておりました。嘱託員の数を知らなかったのです。平成 9 年と平成 19 年、今年です。それはわかりますか。

○（市民）葬斎場長

平成 9 年は、今も答弁しましたとおり、嘱託事務が 1 名おりましたけれども、嘱託の火葬員はおりませんでした。今年は、嘱託事務 1 名、それから嘱託の火葬員 3 名でございます。

○高橋委員

そうすると、職員数は、平成 9 年は正規職員が 7 名、嘱託員が 1 名で、合計 8 名。平成 19 年にかけては、正規職員が 3 名、嘱託員が 4 名、合計 7 名ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、予算の方ですけれども、非常に減額になっているということで、逆に負担がかかっているのではないかというふうに実は心配しております。総予算で行きますと、平成 9 年度が約 9,600 万円。19 年度の予算説明書では約 5,800 万円ということで、61 パーセントです。かなり下がっています。主な要因としては人件費なのですけれども、かなり抑制をされていると思うのですが、人件費が約半分になっております。

気になっているのは、施設維持補修費、それから火葬炉補修費なのですけれども、比較で教えてほしいのですが、平成 9 年度と平成 19 年度の予算説明書の比較で、施設維持補修費の合計金額と火葬炉補修費、設備等補修費、この三つの金額をそれぞれ対比してお願いしたいと思います。

○（市民）葬斎場長

この炉の補修、それからそのほかの施設維持補修費の中の補修ということですが、平成 9 年度は 1,060 万円、約 1,000 万円でございます。その主なものは、今言いました炉の補修、それから炉内台車と言いまして、火葬炉の中に直接ひつぎを乗せて炉に入れる台車がございます。それが 7 台あるのですが、7 台分として大体 260 万円かかるのです。ですから、平成 9 年度のときは、約 1,000 万円かかりましたけれども、その内訳としては、今言った炉内台車の 260 万円を引きますと、残りは火葬炉の補修ということで、お考えいただきたいと思います。

それで、そういった感じで、炉内台車については、金額がほぼ一定していますので変わらない。全体の金額、平成 10 年度が 880 万円、11 年度が 850 万円、12 年度が 850 万円、13 年度が 500 万円、14 年度が 694 万円、15 年度から 17 年度が 350 万円、そして 18 年度が 340 万円という、これまでの推移となっております。ですから、その炉内台車の 260 万円を引きますと、この差がほとんど火葬炉の補修費ということでお考えいただきたいと思います。

○高橋委員

場長が答弁したのは、決算額だと思うのですけれども、私の調べた予算額では、施設維持補修費ということで、1,180 万円の予算に対して、平成 19 年度は 473 万円、約 4 割です。物すごく少なくなっていると思うのですけれども、不思議に思ったのは、炉の補修費、今言われたレンガ等の補修費ですか、これが平成 9 年度 900 万円の予算のものが、今言われたように平成 15 年度を境にして 350 万円とどんと下がっているわけです。ずっと 800 万円、900 万円かかっていたものが、350 万円でできるのかという、非常に不思議な感じを受けましたので、この辺少し詳しく説明してほしいと思います。

○（市民）葬斎場長

御指摘の点は、今ここ三、四年は、財政悪化ということもございまして、年々予算が少なくなっているという中で、実はレンガを原材料費で今は購入して、それを職員が積んでおります。たまたまそういったことの方が能力がある職員なものですから、炉の中に入って、あき時間といいますか、火葬の少ない時間帯等に、職員が実は手づくりといったら変ですが、やっております。これをちなみに今年度の予算の中で比較してみたのですが、平成 19 年度

の予算要求、350万円とちょっと合わないのですが、メーカーからの見積りをとって、そして葬斎場の方で実際に先ほどの炉内台車と、それから炉の分を入れましたら、365万円かかりますということで、今年度、予算要求をしました。これが業者の見積金額ですと、約1,000万円になります。ですから、そういった差が、業者に任せますと、当然人件費といいますか、そういう工賃、そういうものにほとんど大きなものがありますので、約2倍から3倍というような金額に、業者任せにすることとなる。ですから、平成9年度当初は、ほとんど職員が手をかけないで、業者をお願いしてやっていた。しかし、先ほど言いましたように、年々財政が厳しい中で、予算もつかないというところで、職員も見ている中で、このぐらいならできるのかなというようなこともありまして、少しずつ手をかけていって、今ではほとんど職員が原材料だけ買ってやっているということで、メーカーには大変いつも嫌みを言われております。

○高橋委員

いや、そうだと思います。意味がわかりました

それで、心配するのは、では、その職員の方々が囑託員も含めて、いつまでできるのかということです。その方々ができなければ、こういう維持補修は、こんなに安くはできないわけです。そうすると、結局とめるわけにはいきませんから、もとの予算に戻っていくという話になりますけれども、考えてほしいのは、やはり目先で今年、来年というのではなくて、10年とか、20年とかというスパンで考えていかないと、もう築造して16年目になるわけですから、そろそろ耐用年数のことも考えなければならないだろうし、それを考えますと、やはりいろいろ検討しなければならないのかというふうに私は思っています。

今、耐用年数の件と、それからこの維持補修の今後の考え方、これをどういうふうに考えていくのか、その2点をお願いします。

○（市民）葬斎場長

メーカー側の言い方なのですが、こういった炉の一定の目安というのは、10年サイクルということで言われております。ですから、当然もう10年過ぎていきますので、メーカーに言わせれば、全部もうとにかく取りかえなさいということはたびたび言われるのですが、炉の傷みというのは、全部一遍に傷むわけではないのです。やはり部分部分で火の当たるところ、多く当たるところとか、そういったところで傷みがそれぞれ違うものですから、まるっきり10年たっても新品同様の箇所もありますし、一概にそういった総取替えするという必要はないということで、今私たちは部分部分の補修で補っているということでございます。

しかし、今、委員の御指摘のとおり、未来永こうに職員もいつまでも健康なわけではないですし、今も実は職員はジムに行って腕を鍛えたりしているのです。重たいレンガを狭い中でやるものですから、あちこち痛いと言って、そういうこともいろいろやりながら仕事を頑張っているのですが、将来的には、今16年経過しております。あと職員も今43歳くらいになっているものですから、いくら伸びても、あと十五、六年ぐらしかできないわけで、そこまで行く前に、あと四、五年当たりをめどに、一定のやはり長期の建替えといいますか、建替えというより、炉の改修ということを考えていく計画を立てる必要があるだろうと思っています。この炉には、全面改修となると、1炉約3,000万円かかります。ですから、仮に6炉あるとしたら、1年間では無理にしても、2年なり、3年なりの年次計画を立ててやる必要があるのかと、そのようなことで考えていますが、とりあえずは、まだ職員は頑張っていると言っていますので、そんなところで二、三年は少しまずやっていって、その中で将来の計画を5年くらい先になると、大体20年にもなりますので、将来の一定のはっきりした計画性を立てて、その改修をやっていかなければならないのかということでは今考えてございます。

○高橋委員

職員の方には本当に敬意を表しますけれども、ただその方々に負担がかかってしまっっては、かえってマイナス面になると困るというふうに思ったものですから、今の質問をさせていただきました。

もう一点、焼却施設ですので、バーナーの高性能なものがどんどん出てきているというふうに話を聞いたことがあります。ある施設では、随時そういうものに取りかえていく。時間帯をどんどん少なくする、若しくはその火の当たる時間が少ないと傷み方も少ないという、そういう相乗効果を考えながら、改修しているという話も聞いているわけですが、その辺についてはいかがですか。

○（市民）葬斎場長

新しいバーナーになったから、では、効率がいいかということには、必ずしもならないと思います。というのは、今もやっているのですが、その遺体の焼ける状況によって、実は火の調整をしております。ですから、バーナーをかえるから効率がよく、あるいは短時間で焼却できるというものではないということを 1 点事前にお知らせしておきたいと思います。

あとは、効率よく焼けるというようなことになると、またほかのやり方もあるのでしょうかけれども、今葬斎場の火葬炉を使用する際には、やはりそういった燃焼の効果とか、それから遺体によって、ちょっと具体的な話になるのですが、焼ける遺体と焼けない遺体とがあるのです。参考までに話しますが、私ぐらの中年、少々太り気味の方が一番いいのです。ということは自分の体の油を燃やすのです。筋肉質や、骨ががらがらとした人はまず焼けません。自分のからだから火を燃やさないわけですし、油代も当然かかるし、時間も通常 1 時間 10 分くらいの平均なのですが、2 時間ぐらにかかる場合もあります。おばあさんは割と早く焼けるのですけれども、やはり自分の油を燃やすということがないものですから、そういった部分では効率が悪い。そういう方にはその方に合ったような火の当て方、それから強さとかがあるものですから、必ずしもバーナーそのものではなくて、やはりやり方といいますか、そういう遺体の状況に合わせた火葬の方法というのを、最善な方法を日々状況に合わせてやっているの、必ずしも設備といいますか、バーナーと一体になっている、つながっているというか、そういう環境はそんなにないいのかなという感じはいたします。

○高橋委員

詳しい話をありがとうございます。最後に再度の要望といいますか、先ほども言いましたけれども、長期の計画と、それからできれば先ほども若干試算をされていましたが、では、もし、職員の方がいなかったら、どうなるのか、それから新しい設備にした場合にはどうなのか、何パターンかやはりつくっていただいて、それで財政が厳しいですから、取捨選択できるようなシミュレーションをひとつお願いしたい。できれば、5 年ないし 10 年ぐらいたのびのびで。それとともに、それにのっとった保全計画も骨組みだけでいいと思うのですが、それをぜひやっていただきたい、この 2 点を要望したいと思いますので、その点いかがでしょうか。

○（市民）葬斎場長

まことにとおっしゃるとおりでございまして、職員もいつまでも元気な状態で仕事ができるということは保証の限りでないわけですので、やはり 5 年なり 10 年スパンでの補修計画というのを、近々に立てていかなければならないと思います。

それから、職員がいらない場合どうする。例えばもう急に本当に体の調子を悪くしてできなくなるということもないとも限りませんので、そういったときにはメーカーに頼むしかないわけですので、その際も、メーカーに丸投げということではなくて、例えばレンガであれば、市内のレンガ業者ができるのかできないのか、そういったこともいろいろ考えてみまして、できるだけ予算の方を節約しながら、そういうことも含めて、計画を近い将来に立てていかなければならないと考えています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎小樽市内の精神科の状況について

今日の昼、メモをいただきましたけれども、平成18年12月1日市立病院調査特別委員会提出、病院事業収支計画の19年度計画というのがありますが、その中で、精神科1病棟休棟ということで報告がされております。精神科の入院が半減したという意味にとらえたのですが、非常に我々の周囲を見ていて、精神を病む人が増えているという印象を近ごろ受けています。特に、20代、30代、そういうような若者も、外見は何ともないのだけれども、ちょっと責任ある仕事をさせると全く仕事ができなくなる。そういう部分で、精神科と普通の部分の境目がわからないような人も増えているということを感じています。今の小樽の精神科の現状についてお尋ねするわけですが、まず小樽市内には、民間にも精神病院がありますが、市内の各病院のベッド数はどういうふうになっていますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

小樽市内の精神病床数ですけれども、平成18年8月1日の数字なのですけれども、1,053床でございます。今、ほとんど変わっておりません。

○大橋委員

そうしますと、この1,053床のうち、第二病院の分が幾つで民間の部分が幾つというのはわかりますよね。

○（保健所）保健総務課長

第二病院の精神科の病床数が200床でございます。あと残り853床が民間でございます。

○大橋委員

その後、第二病院が半分に減らしていますから、その後の数字としてはまた変化しているのだと思いますが、第二病院は、前はずっと大体ベッドいっぱいに入っていましたけれども、市内の民間の精神科の病院も大体ベッドは通常ベッド数どおり満杯近く入っているものなののでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

私は、医療監視をこの前しましたけれども、ほぼ満床の状態だったと思います。

○大橋委員

第二病院の精神科について、今いろいろ数字の変化が起きているので、これ患者数ですが、入院幾ら、外来幾らというのはどうなっているのでしょうか。

○（二病）事務局次長

現在の入院患者数が89名です。外来の方ですが、1日当たり大体平均して113名前後になっています。

○大橋委員

そうしますと、入院患者の場合、小樽病院も市民とそれから市外の人の利用ということが、基幹病院として存在感としてどうだということがあるのですけれども、精神科の場合に、市民と市外の人の割合といいますか、これはどんなものなのでしょうか。

○（二病）事務局次長

入院患者でいいますと、現在の89名のうち、市内が77名で、約87パーセント、市外が12名で約13パーセントとなっております。

○大橋委員

それから、精神科にかかわる医療従事者数はどうなっているのでしょうか。

○（二病）事務局次長

入院外来合わせまして、正規職員で言いますと、医師が6名、看護師が53名、それから作業療法士が2名、精神福祉士であります医療相談員が2名、それから嘱託員ですけれども、看護師が2名、看護助手が13名、臨床心理士が2名、それから臨時職員といたしまして作業療法士助手が1名でございます。

○大橋委員

89名に対して、それから外来もありますから、かなりの数の従事者数がいるということになるわけですね。

それでは、医療収入の方は、これについては各科ごとの全部の正確なものを出せないということは前から聞いていますけれども、現在出せる形での医療収入はどうなっていますか。

○（二病）事務局次長

精神科についてでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

入院の方が1月までをベースとしまして、現在の決算見込みになりますけれども、平成18年度このまま推移いたしますと、入院が約5億8,000万円、外来が約3億円、合わせまして約8億8,000万円の収入を見込んでございます。

○大橋委員

それから、精神科の場合に、非常に難しい問題として、退院させられない長期入院者、特に10年、20年というスパンの患者もいると聞いていますけれども、現在、今回残っている89名の中で、そういう長期入院に当たるような方というのは、何名ぐらいいるのですか。

○（二病）事務局次長

実質稼働がちょうど150床から100床に今減らしている関係がございまして、それにあわせて開放病棟の方の長期入院患者の方にそれぞれ移っていただいております、今大体残っていらっしゃる方が10名ちょっとだと思います。

○大橋委員

今、開放病棟から移っていると、よくその言葉の意味がわからなくて、どういうことなのか。

○（二病）事務局次長

精神科病棟の方なのですが、閉鎖病棟と開放病棟というのがございまして、閉鎖病棟の方は、症状の重い方でして、その病棟にかぎをしまして、その病棟から基本的には自由に出入りができないというのが閉鎖病棟です。開放病棟の方は、一応院内であれば自由に出入りができる。ただ、病院を離れる場合は、これはもちろんきちんと医師の許可をもらって出ているということでございます。

○大橋委員

それから、半減したという部分は、これは他の病院に移したというか、移してもらったということなのでしょう。それとも、家に帰して自宅療養に努めても大丈夫だという判断で、自宅へ戻したという部分もあるのでしょうか。

○（二病）事務局次長

今回移っていただいた方につきましては、それぞれ精神病院、同じ精神病院でも社会復帰を目指しましてリハビリなど社会復帰への支援が充実している病院の方に移ってもらった方ですとか、それからあとグループホームの方に移ってもらった方等がいらっしゃいます。

○大橋委員

今グループホームに移ってもらったという話が出ましたが、結局グループホーム、認知症といいますか、そういう形で、要するに精神科に今まで入っていた人でも、非常に静かに生活できる人であれば、グループホームで生活できるということなのでしょうか。

○（二病）事務局次長

グループホームとかに行かれる方は、日常生活能力に手助けが必要な患者になります。それからあわせて言いますと、先ほどのほかの精神病院ということで答弁しましたが、例えば身体的あるいは精神的治療が必要な患者については、療養型の病院とか、それからあるいは社会復帰をする上でも、先ほど設備が整っているということで答弁しましたが、作業療法施設が充実していたり、それからあと精神障害者の方が自立を目指して共同生

活を行うような援護寮といいますか、そういったものを備えている、そういった病院の方とかにも手配しています。

○大橋委員

今、精神科の問題につきましては、いわゆる今後の小樽病院の精神科のあり方、そういうようなものを私自身考えていく上での資料として聞きましたので、それはこれで終わります。

◎ヘリポート建設について

それで次に、今議会の中で、ドクターヘリのヘリポートについていろいろ質問が続いておりました。それで、ヘリポートをつくるつくらない、そういうことが建設費にかかわるものなのか、また他の病院の状況がどうなのかということでお尋ねするわけですが、今、小樽の病院建設において、非常に強い影響を与えているのが、砂川市立病院のいわゆる建設計画であろうかと思います。小樽より一步早くに2009年に完成するという部分と、非常に計画が具体化している。そして、小樽病院の計画では、想像できなかったような建築単価で建設されているという部分がありますので、ヘリポートについて砂川市立病院では、どんな扱いになっているのか、教えていただきたいと思います。

○（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

ヘリポートに関する砂川市立病院の取扱いといいますか、考え方についてでございますけれども、まず砂川市立病院は、中空知地域の災害拠点病院として指定されております。現状でいいますと、その敷地の中にヘリポートはございませんで、約5キロメートル離れたところに公共用のヘリポートというのがあります。そこを利用して、患者の搬送等をやっているという現状です。この公共用のヘリポートについては、市が所有をして管理もしているということです。

新しい病院の計画については、去年基本設計をやりまして、その中でヘリポートについても検討をしている。検討の中では、災害拠点病院の設置基準、指定要件の中で、ヘリポートについては、原則として敷地内にヘリポートを設けること。やむを得ず、敷地内に設けられない場合は、非常時に十分機能できるようなところを確保しなさいという基準になってございます。砂川市では、先ほど申し上げましたように、公共用のヘリポートを使っていますので、その利用というののひとつ考えたというふうに聞いています。ところが、その公共用のヘリポートについては、照明施設がないことから、夜間の利用ができないということと、災害が発生した際に、陸路が断たれる、要は道路が使えなくなった場合に、病院までの搬送ができないということがありますので、病院の敷地内にヘリポートを設けるという方向で考えたということを聞いております。

あと設置の場所についてですけれども、これは現状の敷地の中で、敷地内に設置するという考え方の中で、一つは地上に確保するという方法がありまして、通常は駐車場として使っていて、非常時にその部分をあけて、ヘリポートにするという考え方が一つ、次に隣接するところにある立体駐車場を計画してまして、その立体駐車場の屋上という考え方が二つ目。三つ目が病院本体の屋上なのですが、これは低層部分の屋上と高層部分の屋上と二つ考えられたということで、この四つについて検討したというふうに聞いています。一つ目の地上の部分については、通常は車がとまっていますので、この移動がスムーズにいかない場合、そこが使えなくなるので、それについては不採用にした。隣接する立体駐車場の屋上につきましては、そこから例えば病院の手術室まで直接搬送できないので、これも相当問題があるということで、これも不採用にした。建物の屋上、2種類あるうちの低い方の屋上については、ヘリコプターの進入角度の問題とか、あるいは騒音振動の問題があるので、それについても断念した。一番高い方の屋上、ここが広さも十分確保できるし、進入角度などの制限についても、特段なかったので、そこを採用して、今、計画を進めているというふうに聞いてございます。

○大橋委員

ヘリポート設置場所にかかわる問題点について、砂川市の方でいろいろ検討したということで、我々も考え方を整理する上で、今の答弁をいただいたのは大変役に立つと思っています。

それで、医師会なども、これからはドクターヘリの時代だということを言っているのですけれども、小樽で実際にドクターヘリを運用していく、利用していく場合に、いわゆるヘリコプターの管理はどこがして、それから小樽の病院が要請した場合に、それがスムーズに要請したらすぐ来られるような体制といいますか、そういう運用面での問題といいますか、現状それから考えられること、そういうことについてはどうなのでしょう。

○（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

先ほどの砂川市もそうなのですから、まず基本的には飛行場外離着陸場という扱いになりまして、自前でヘリコプターを持つということではありません。小樽市についても、そういう同じ考え方をとっておりまして、例えば災害の際に、大量に患者が発生した。そこから、ヘリコプターを使って患者を搬送する。あるいは資材を搬送する。新市立病院では 2 次救急の充実を図るということを考えてございますので、そういう意味では救命救急を担当する医療機関との連携ということももちろん大事になってきますから、病院から救命救急のところの医療機関へヘリコプターで搬送するというようなことを現状考えてございます。このときのヘリコプターの待機場所というのですか、それは患者発生時に依頼をして、ヘリコプターのいるところから、例えば現場へ行って、それが市の病院のヘリポートを利用して、そこに患者を搬送すると、そういうイメージで考えてございます。

○大橋委員

積丹の人たちは、このドクターヘリがあることによって、本来助からない人が 10 名ぐらい助かったとか、非常に感謝をしている話を聞くのですけれども、現在そういう形で活動しているヘリコプターは警察が所有していることになるのでしょうか。

○（総務）市立病院新築準備室長

現在ドクターヘリを所有しているとなると、この辺では手稲溪仁会病院が所有しております。

○大橋委員

そうしますと、結局、現状は積丹などは、手稲溪仁会病院に依頼をして、そこに運ぶためのドクターヘリの運用ということになるわけですね。

○（総務）市立病院新築準備室長

必ずしも手稲溪仁会病院というふうにはなっていないと思うのです。どういった形で要請されるかということもあるでしょうけれども、仮に手稲溪仁会病院が要請されたときに、患者を即また手稲溪仁会病院にという形にはなかなかない。これはやはり患者の症状によって、どの病院に行くかということでは、札幌でもいろいろな症状に応じた総合病院がありますので、そういった面ではヘリポートが設置されていれば、そういった病院になるということも考えられます。

今後、新市立病院の方もヘリポートを設置するといったときに、当然ドクターヘリについても設置できるところを検討したいという状況もありますので、仮に後志管内で何らかの患者が発生したときに、手稲溪仁会病院のドクターヘリを要請したときに、場合によっては現場での判断によっては、新市立病院もドクターヘリが頼まれるという話になれば、患者によっては新市立病院を利用するということも考えられると思います。

○大橋委員

後志の患者がより近い小樽に運ばれるということもあるということは、非常にいいことだと思いますけれども、先ほどの質問にかかわりますけれども、現状は手稲溪仁会病院の持っているヘリコプターが飛ぶ。そうすると、各地のこの砂川市立病院だとか、そういうところでも、これからはドクターヘリを大いに利用していくという方向に進むわけですから、その場合に再度聞きますけれども、そのヘリコプターというのは、どこが所有していて、どこが管理運用をするヘリコプターが全道を飛んでいく形になるのか、そこら辺はどうなのか。

○（総務）市立病院新築準備室長

現在は手稲溪仁会病院が所有をしていて管理をしているということになっていますが、果たして北海道としてド

クターヘリを用意しているかどうかということはまだ調べていないので、わからないのですが、基本的にはドクターヘリを所有している手稲溪仁会病院とは、当然、運用面で何らかの協議なり協定なりというのが出てくる可能性はあると思います。これについては、当然小樽市の消防本部との調整もあるでしょうし、また道警との絡み、こういったところとも、当然協議というのが出てくると思います。そして、運用する面では、そういった運用規定というか、協定というか、そういったものも何か考えられるのではないかと。これについては、今後それぞれ各関係機関とも十分協議をしていかなければならないとは思っています。

○大橋委員

その辺がいまいち見えない部分があるのかと思うのですが、みんながドクターヘリは必要だと言って、そういうヘリコプターの時代になるということも言って、そしてそういう全国的なヘリコプターの先進地として、北海道とか沖縄が選ばれていくという傾向も聞いているわけですが、しかし、それでは結局その先進地といいますか、より有効に利用できる場所として北海道はあるのだという形の中で、小樽の新病院もヘリポートをつくらなければならない。その辺まではわかるけれども、それでは、結局その具体的なヘリコプターの運用だとか、先ほどから言っているどこがそういうものを所有して、北海道が所有するのかとか、そこら辺については、まだあいまいとして具体性がないということになるのでしょうか。

○総務部参事

実際、今運用していないものですから、確かにまだ我々が具体的にわかっていない部分もたくさんあります。ただ、ドクターヘリというのは、医師が乗って現場に行って、医師が救急車によって病院に運ぶというのがありますけれども、あとほかに防災ヘリ、例えば災害のときというのは、ドクターヘリというよりも、例えば医療物資を運んできたり、そこから運ぶときには当然医師は乗っていけるわけですから、必ずしもドクターヘリでなければならないということではないですし、何か事例によっては、天候によっては、なかなか防災ヘリもドクターヘリも飛べないと、今度自衛隊にお願いしなければならないとか、そういうようないろいろな今使われ方というのが考えられていますので、今後当然ヘリコプターが離着陸できる、そういう施設というのは必要なだろうという流れの中で検討していますので、その運用の仕方等についても、もうちょっと研究させていただきたいと思います。

○大橋委員

それで、砂川市立病院の場合、高い場所に結局ヘリポートをつくるというのですが、これは小樽の新病院の場合も建物にヘリポートをつくることによって、建物の構造をそのために頑丈にしなければならないとか、また建築単価も高くなるとか、そういうことも予想されるのですか。

○（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

建物のどの位置に建てるかによって、建設費がどうかということでございますけれども、まず現状では基本設計をこれからやるのですけれども、その中で建物そのものの配置がどうなるかによって、建物に設けられるのか、あるいは地上で一定程度の空地が確保できるのか、あるいはそこにおりられるような角度ができるのか、この辺の検討をするのですけれども、例えば建物の屋上にヘリポートを設ける場合、その場合は実際建物をつくるためのく体といいますか、コンクリートとか、鉄筋とか、こういうもののおおむね1パーセントから2パーセントが割増しになるというふうに言われております。ただ、現状の単価については、30万円を上限とするということで現在試算をしておりますので、この中ですべて吸収していきたいというふうには考えてございます。

○大橋委員

はい、わかりました。

○小樽市交通安全計画について

それで、最後の質問ですが、小樽市交通安全計画に関して質問をさせていただきます。

まず、安全対策会議がつくった形になりますが、これは小樽市からは何名参加したのでしょうか。

○（市民）生活安全課長

委員としまして、会長が小樽市長ということです。それと小樽市からということで、委員につきましては 7 名ということで、総務部長から市民部長までの各関係部長ということでございます。

○大橋委員

委員の総数は何人ですか。

○（市民）生活安全課長

14 名でございます。

○大橋委員

会長が市長ということで、かなり小樽市が主体性を持った組織なのかという考え方がありますけれども、これは一つには計画を結局つくっていく、その事務方がどこであったかということが 1 点。それからこの交通安全計画というのは、今こうやって具体的に報告をいただきましたけれども、これは議会審議の中で、この交通安全計画について異論ありだとか、そういう許容範囲があるものなのか、単にこういうものをつくったから読みなさいという性格のものなのか、どうなのですか。

○（市民）生活安全課長

まず、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、交通安全対策基本法に基づきまして、交通安全対策会議を市町村が条例によって設け、その中で 5 年計画を作成しなさいという形でこの流れになってきてございます。事務局については、交通安全を所管する生活安全課の方で担当してございますし、議会審議うんぬんという部分については、先ほど申し上げましたこの対策会議の中で定めるという形になっており、定められた計画に基づき各関係機関、また議員や町会長も含めて、市民総ぐるみで運動を展開する中で参加をいただくところもございしますが、議会で審議いただいて策定する性格のものではありません。

○大橋委員

いくつか質問しなければいけないかなと思っていたのですが、ここで審議、議論をしても、計画本体に影響を与えることはないという状態のようですので、1 点だけとんでもない計画をつくってくれたという部分だけ指摘をしたと思いますが、8 ページの A に、「道路使用及び占有の適正化等」というのがあります。それで、ここに「道路使用及び占有抑制」というのがありまして、「安全かつ円滑な道路交通を確保するため、極力これを抑制する方針の下に適正な運用を行うとともに」うんぬん、そして「指導監督を強化する」という部分があります。これはいわゆるイベント等の道路使用ということですから、大は潮まつりにサマーフェスティバル、小は町内の盆おどりとか、ちょっと道をふさいでラジオ体操をしたら、カラオケ大会とか、そういうような部分に絡む問題だと思うのです。

今までもその問題については警察と地元いろいろなトラブルがありました。そのときそのときの交通課長の考え次第で、ずいぶん運用の幅が違っていった項目がありまして、もう 10 年ぐらい前になるのでしょうか。小樽に来られた交通課長の中には、自分は全道で祭りを次々とつぶしてきた。要するに、警察としての自分が今ここに来てしなければならない使命というのは、道路を使わせないことだ。そういうことを公言して、非常に厳しい取扱いをされた方もいますし、また観光に関係する方々は、潮まつりなんかのときに、警察から道路の使い方が悪いとか、おみこしがどうか、時間が遅れたとか、そういうことで部長が即警察に呼びつけられて、非常に高飛車に怒られると、そういう状況をずっと見てきているわけです。しかも小樽にとって平地が極端に少ない町の中で、道路の空間というのが、例えば日銀の前の道路、それから駅前中央通、そういう部分の空間というのは、小樽にとって非常に平地の役割をしてきた。しかも、海と隣接して小樽の特色を生かした平地、空間を演出できるのが小樽の場合は道路であったということを考えますと、現在、小樽市長が会長を務めた会で、こういうような形で極力これを抑制する方針の下に適正な運用を行うという文言をつくった、そこの部分についてなぜこういう文言になり、抑制する方向に至ったのか、それについて聞きたいと思います。

○（市民）生活安全課長

前段、委員が申しました祭りをつぶすためにこういう項目があるということではないですし、現在、私どもも潮まつりあるいはいろいろなイベントに、警察と一緒に、我々の指導員協議会も応援をして出ていく部分はございます。ですから、抑制をするという部分の基本部分については、一定の手続を経た上でやっていただきたいということがひとつということと、特にそれを意識したわけではございませんけれども、都通り等々にワゴンうんぬんが出ていて、目の不自由な方から、足がそれにぶつかるといような苦情を私どもも聞いています。そういう部分を従来からの考え方をそのまま踏襲をする形で書いてございます。極力という部分については、祭りあるいはそういうイベントをつぶすという考え方で持ったものではなく、適正な使用許可の手続をとっていただいてやっていこうと。ただ、先ほど答弁しましたように、許可なしですとか、あちこちで飛び出しているものがある。それらについてもきちんと整理していこうという趣旨の考え方でございます。

○大橋委員

小樽市のこれからの平地の使い方、祭りのあり方、観光のあり方、そういう基本問題ですから、生活安全課長をこの場でこれ以上責める筋の問題ではないだろうし、責めるべきは会長だろうと思いますので、今後、市長あてにこの問題についてはまた、もしも 4 月以降にやっていたら、質問したいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

私の方は、今日 3 点について質問させていただきたいと思います。

◎アスベスト被害者の救済について

まず、昨年 12 月の第 4 回定例会でも質問させていただきましたけれども、アスベストの被害者の救済にかかわる部分で、何点か尋ねたいと思います。

環境省のホームページの中で、小樽でアスベストによる中皮しゅで亡くなっている方が 6 人いるという情報入手して、この前話させていただきました。そのときに、小樽市の立場としては、仮に小樽でそういう被害に遭われて亡くなった方がいるのであれば、何らかの救済の手を差し伸べていきたい。については待っているだけではなくて、小樽市の方からも情報の提供なり、そういったことも含めて考えてみると、そのような答弁があったというふうに記憶しているわけであります。

最初に、去年の 12 月に聞いているわけなのですけれども、それ以降のアスベストの被害者救済にかかわる相談等の推移について聞かせてください。

○（保健所）保健総務課長

昨年の 12 月以降のアスベストの救済法の相談者等の件でございすけれども、12 月に答弁したときは 8 件ということでございましたけれども、その後 1 件相談がございました。この方については、肺がんで亡くなった遺族の方でございすけれども、書類等がスムーズにそろいまして、1 月に請求にまで至っている。初めて小樽市保健所で受理したケースとなっております。

○斎藤（博）委員

そうしますと、小樽市においては合計で 9 件の相談があった。そのうち 1 件は正式に申請があって受理されていると、そういう状態だということですね。

次に、例のというか、具体的に数字しかないのですけれども、環境省が言っている小樽市 6 名という部分について調べていただきたいということでお願いしてあったわけですが、その部分についてどういうふうになっているか、尋ねます。

○（保健所）保健総務課長

資料で、過去、平成 7 年からの間に 6 名の中皮しゅによる死亡者があったということで、調べましたところ、出所が厚生労働省の統計調査である人口動態調査による数字だということがわかりまして、この調査自体は、戸籍法に基づく死亡届、出生の関係もございますけれども、その死亡届を出された個票を集計して、統計数字として出しているということでございます。当初、死亡届であれば市で受理しているので、過去の分についてもすぐ調べられるだろうというふうに、私どもも思っておりましたけれども、この死亡届なるものは、受理後 2 週間後に法務局に引き継がれる。法務局の方で保管をしていて、その辺の閲覧についても法務局で許可をするという形になっている。私どもも法務局の方に行って、その辺の事情を話して、お願いをしまいましたがけれども、いろいろ戸籍法上、個人情報でもございまして、なかなか法的な縛りがあって、今言ったような形の目的であれば、開示はできないというこの見解でございましたので、これ以上ちょっと私としても法的にできないということであればいたし方ないという感じで、次の策をいろいろと検討しているところでございます。

○斎藤（博）委員

ちょっと話を飛ばして申しわけないですけれども、戸籍住民課の方では死亡届を受け付けて、火葬許可を出しているということなのだと思いますけれども、その書類のコピーとかデータ処理とか、そういったものというのは行っていないのですか。

○（市民）戸籍住民課長

私どもの方では、そういったもののコピーをとるとかという形はとっておりません。そのまま法務局の方に引き継ぐという形でやっています。ただ、そのときに人口動態の関係については、いろいろ個票をつくって、データを入力するためのパンチカードというのですか、そういったものをつくって入力して、その関係部分については保健所の方にも連絡をしているという状況にあります。

○斎藤（博）委員

そうしますと、保健所にしても戸籍住民課にしても、一定の時間がたった小樽市民の死亡原因ですね、そういったものは時間がたつと把握ができなくなってしまうということではよろしいでしょうか。

○（市民）戸籍住民課長

私どもの方で、個々の方の死亡原因までの把握というのは、基本的にはとっていないという状況にあります。それで今言ったお話であれば、法務局の方で、そういった見解で個人情報の関係で閲覧はできないというのであれば、やむを得ないのかなというふうに思っております。

○（保健所）保健総務課長

保健所の方も人口動態調査をやるために、一応、死亡届のコピーもとっているのですけれども、たまたま 3 年間ぐらいの保存で、それ以前のものについては廃棄しているということで、今回たまたま、前の厚生常任委員会等でも答弁させていただいておりますけれども、過去 3 年間ぐらいは中皮しゅの方がいなかった。ただ、それ以前の部分については、もう既に廃棄されておりまして、その辺の個票が残っていないので、ちょっと法務局に頼らざるを得ないという状況になっています。

○斎藤（博）委員

そうしますと、調べていって、具体的に、例えばその方に遺族がいるのかいないのかということもありますし、小樽市民なのだろうかという、亡くなった方は小樽の方だということですが、例えば遺族も小樽にいるのだろうかとか、いろいろなことが本当はあるとは思ったのですが、その前段にいわゆる死亡届の閲覧なり、縦覧ができなくて、小樽市としては、この 6 人の方を特定することができなかったというのは、第 4 回定例会から今日まで、最終的な経過だろうというふうに思います。こうした場合、この被害者救済という法の趣旨からしまして、この法自体、時限立法であるというふうに考えていますので、なかなか遺族の方にそういう情報が正しく、きちん

と伝わっているかということについては、やはり心配です。小樽市 6 名という数字自体は、数字のひとり歩きはあまり好きではないのですけれども、それすらほとんどの方は知らないでいるというような状況だと思います。そういったことを考えると、去年の 12 月議会での議論からしますと、やはり小樽市の方で持っているいろいろな方法はあると思うのですけれども、例えば環境省の調査によって、小樽市民で中皮しゅで亡くなった方が 6 人いるという、そういうデータをベースに、対策会議が開かれているのです。そういった情報を含めて、例えば広報とかで、もう少し具体的に「小樽 6」という数字を載せた形で市民への紹介といいますか、そういったことができないのかということについて教えてください。

○（保健所）保健総務課長

先ほど答弁しましたとおり、なかなか死亡届で個々を特定できないということになりましたので、過去について案内の通知をすることはできませんので、その辺何らかの方法を考えていきたいと思っておりますけれども、この法律自体は時限立法ではありませんけれども、確かに、今、委員がおっしゃられたとおり、この亡くなった方の遺族に対する特別弔慰金とか、そういったものの請求が法律施行後 3 年間という期限が定められておりますので、既に去年の 3 月 27 日から施行でございますので、もうまもなく 1 年を経過する。そういった意味で、1 年を経過するということを契機に、その辺、市内でそういう実態があったということも含めて、再度改めて市のホームページ、それから広報誌、できれば新聞紙上にもそのようなことをして、改めて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

よろしくお願いします。

広報が一番具体的だと思うのですけれども、今 3 月 8 日、そういった意味では、もう 4 月 1 日ということにはならないと思うのですけれども、ぜひ直近の中で私の言っている環境省のデータも含めて、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。これまた改めて。

◎障害福祉計画の表記について

次に、今日いただいた小樽市の障害者計画、障害福祉計画についてお尋ねしたいというふうに思います。

読ませてもらったというか、見たわけなのですが、一つ教えてもらいたいのは、用語の部分で、形の議論と言われるかもしれませんが、漢字の「障害者」と平仮名の「障がい者」と使い分けているというふうに読み取れるわけなのですが、どこでそれを分けているのか、まずお知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

基本的な考え方なのですが、障害者というより「障害」ということなのですが、一つに、北海道とか札幌市なんかと同じような考え方なのですが、人とか人の状況を表す言葉の場合に、障害の「害」は平仮名にしましょうというのが基本的な考え方になってきます。ただ、例外として法令とか、あるいは固有の名称として存在しているもの、それから細かい話でいいますと、既にある組織名とか、事業の名称、そういうものについては従前どおり漢字の「害」を使いましょうというのが基本的な考え方になっております。

○斎藤（博）委員

もう一回同じようなことを聞いて悪いのですけれども、では逆に漢字の「障害」を使わないということは、どういう考え方から出てきているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

平成 14 年か 15 年ぐらいだったかと思うのですが、全国的といいますか、道内でもそうなのですが、イメージというか、障害を持っていられる方々の「害」という漢字が公害の「害」とか、そういう「害」というのと同じ字だという中で、悪いイメージがあるといいますか、そういう中で直していこうというか、そういう人とか人

の状況を表す「害」については平仮名にしていこうという考え方が出てきたと思います。

当時、小樽市でも、道内他都市の状況なんかも調べておりました。そして、大体そのころはまだそういう基本的な考え方がまとまっていない都市が多かったのですけれども、方向性としては先ほど申しました今の北海道あるいは札幌市の考え方と同じような考え方に移行してきているという中で、小樽市もはっきりこうしますという規定というか、そういうのは持っていないのですが、考え方としてはそういうことでやっていくということです。

○斎藤（博）委員

この計画をつくるに当たっては、いろいろな団体といろいろな協議といたしますか、相談しながら取り上げてきたというふうに書かれているわけでして、例えばこの 2 ページの表にありますように、小樽市障害者計画等懇話会 17 名の中に、障害者団体の方もそれぞれの立場でかかわったというふうに聞いているわけなのですが、その議論といたしますか、いろいろなところがあったと思うのですけれども、個々では当然障害者団体だけではなくて、この計画全体にかかわって、今私が言っている漢字の「害」を使うことについて、何らかの意見とか、要望とか、そういったところがあったのかどうかというのをまずお聞きしたい。

○（福祉）地域福祉課長

具体的なやりとりということにはならないかとは思いますが、素案、原案という段階で事務局の方から説明させていただいて、御意見を伺った中で、その説明した中に「害」の字、漢字と平仮名が計画書の中にいろいろ出てきますので、その考え方というのは、先ほど話したような考え方でやっています。そういう中で、固有名詞とか、法律名とか、そういうものについては、漢字を使っていますけれども、それ以外については平仮名を使っていますということで、説明させていただきました。それについては特に御意見などはなく、御理解いただいたのかなというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

そこら辺のとりまえ方の部分がありますので、いろいろなことにはなと思います。

私が聞いた話では、やはり同じ、うそを言っていないという意味では、同じような説明をされているけれども、なかなか納得していない部分もあって、ちょっと相談にというか、私の方に話が来た経過があるのですけれども、やはり小樽市がつくったのだという意味では、先ほど言った部分については仮に了解しても、資料とかなんとかをどうこうという意味ではないのですけれども、例えばどうなのでしょう、3 ページに「計画の基本理念」というのがありますよね。これは小樽市が小樽市の計画を文章にしている部分だというふうに思うわけなのですが、そのときにはゴシックの太い部分なんかでも、例えば小樽市障害者計画と漢字を使っている。それから、小樽市障害福祉計画というところも、これは漢字で表示されていて、その次から「障がいのある人も」というようなところは人だということなのでしょうけれども、平仮名を使っているわけなのですけれども、先ほどの説明で言っても、小樽市が今回つくっているわけですから、先ほど聞いたような全国的な議論経過なりを踏まえているわけです。言葉についても相当慎重に取り扱ったとは思いますが、小樽市障害者計画なんていう部分は、これも例えば平仮名にしたところで、国や北海道から、ましてや関係団体から、これ漢字でないのは、言っている事業名とか条例、法律とか、そういったところに合わないから漢字にすべきではないのかというようなことで、苦情なり、逆な意味で間違っているのではないのかというような指摘というのは、考えにくいのです。

下の方に来て、例えば 5 ページのところにも「障害者自立支援法第 88 条」とかとなってくると、これは人様のつくった法律だから、ここまでどうなのだろうという部分は、国で「変えなさい」と言われれば、確かにそういった部分もあるわけなのですが、部分的にはやはり小樽市が小樽に住んでいる障害を持った方々の生活なり環境を考えていくとしている文章としては、小樽で責任を持てるという言い方も変なのなのですが、そういった部分については平仮名にしていこうということを、先ほど来言った、人にかかわる部分、それから見ている方々の気持ちとしては、私は害虫とか公害とか災害とは違うのではないのかというような部分では、思いとして強いものがある

というふうに聞いていますので、やはり再検討できないのかなと、私はそう思っているわけなのですが、その部分についてはどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃるように、障害を持った方々の気持ちというのを十分酌んでというのですか、理解した中で先ほど答弁させていただいたような形にしているということ、まず一つ御理解いただければと思います。

さらに進んで、小樽市障害者計画なり、小樽市障害福祉計画なりという表記、これは確かに今回つくった計画のタイトルといいますか、そういう部分ですので、委員がおっしゃるように、「害」の字が平仮名で表記したからといって、国なり北海道なりからああだこうだと言われることは確かにないのかというふうに思います。

この部分について、私どもが漢字を使ったということは、ちょっと説明させていただきたいのですが、例えば小樽市障害者計画というのは、障害者基本法の中に、市町村障害者計画が策定されたときはとかということで、市町村障害者計画と「害」、漢字でうたわれている。それから、障害福祉計画の方につきましても、障害者自立支援法の中で市町村障害福祉計画ということで漢字を使った「害」ということで、計画そのものについては漢字を使っている、法律的に漢字を使っているという中から、今回、漢字を使ったということが現状なのですが、委員がおっしゃるように、計画そのもののタイトルといいますか、そういう意味では、平仮名を使ってもだめだとか何だとかということにはならないのかというふうに思いますので、今後、例えば障害福祉計画であれば、2次計画が出てきますし、障害者計画の方はまた改訂版というか、そういうものが出ていく中で、そのほかいろいろ今後計画なりなんなりつくるときとか、あるいは広報なりに出すときとかには、その辺についても研究させていただきたいというふうには思います。

○斎藤（博）委員

よろしくお願ひしたいと思います。今後新しい総合計画の中でも、当然いろいろ触れてくるだろうと思います。小樽市がつくって、ここのタイトル、障害者という表現自体が平仮名で印刷されてくるものと漢字で印刷されてくるものを見て、言い方は悪いのですが、中身ではなくて、小樽市の障害者計画をつくるスタンスとしては、やはり障害者の気持ちを極力酌み取るような形でこれをつくっているのだというふうにやはり受け止められるのではないかと思います。間違っていないのでしょうけれども、漢字を使っていることによって、先ほど来いろいろ議論がありましたけれども、国の考え方の延長にあるのかなと思った話の部分なのですが、今後の中では小樽市がつくる部分については、十分に検討してもらいたいと思います。福祉部長どうですか。

○福祉部長

この障害者計画の漢字と平仮名の話なのですが、経緯としては、今、地域福祉課長からいろいろ話があったと思います。やはりこれの中でも難しい部分もあるのです。この漢字と平仮名で受け取る人、それぞれにいわゆる差別的な感じがあるのかどうか、それを十分感じるという人もいれば、いやこういう法律で決められているので、これはやはり漢字でいかなければならないと、そういう意見の方もいるだろうと思うのです。ですから、100パーセントの人がすべて平仮名で全部すべて平仮名の「がい」でいこうではないかと、そういう形であれば、そのとおり私たちが今後のつくるものは、そういう考え方でいきたいと思うのですが、ただ障害者の「害」だけではないと思うのです。ほかにもこの漢字か平仮名かという問題はあろうかと思うのです。ですから、その部分、確かに見た目で漢字なのか平仮名なのか、そこも大事な部分なのですが、やはりもっと大事なことは中身だと思うのです。だから、そういうことも踏まえていかなければならないのですが、ただ、今このスタートになります「害」の字が、漢字なのか平仮名なのか、その辺については、たまたま懇話会の中では説明したけれども、特に異論はなかったということで、こういう形にさせていただきましたけれども、今後のいろいろな障害のある方との話の中で、果たしてそれはどうなのかということは、十分意見も聞きながら、そして結果的にやはりそうですねということであれば、今後のいろいろな私たちが考える中では、そういうことも取り入れていきたいというふうに考え

ます。

○斎藤（博）委員

時間もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、14万人の小樽市民すべての了解を得ることは、逆にその点は必要ないと思っています。具体的に障害を持っている方の気持ちに立つのか立たないのかということですから、私は、14万人のうちの過半数の了解をとる必要はないと思います。その辺また、今後の質疑で議論をさせていただきたいと思います。そういうたぶん同じような説明を聞いても、何か納得しきれない障害を持った方、障害を持った家族を抱えている方からのお話を聞かされると、こういう形で委員会の中でお話しさせていただきたいと思います。今後またよろしくお願ひしたいと思います。

三つ目の問題について尋ねたいと思います。

◎保育所の民間委託について

保育所の民間委託という部分が、いろいろなところで取り上げられているのかというふうにも思います。そういった中で、何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、2月28日の代表質問の中で、保育所の民間委託にかかわる質問があったというふうに記憶しているわけなのですが、どういった内容の質問だったか、まずもう一度聞かせていただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今回、2月28日の代表質問で、公明党の佐藤議員の方から保育所の民営化についてということで、御質問をいただいたところでございます。

これは内容としてなのですが、前段、議員の方から保育所の認可、設置についてなのですが、原則、地方公共団体又は社会福祉法人とされていた部分で、平成12年の3月から、これが民間企業、NPO法人、それから生協、農協等、社会福祉法人以外の民間についても認めるという設置の下での制限の撤廃が行われたことを前提として、お話があったわけなのですが、最近、公の施設の管理については自治体で行って、保育所の運営というのは、株式会社に委託をしているという、そういったことが認められてきているのだけれども、民間委託を進めるに当たっては、一例ではありますけれどもというような前置きをされた上で、自治体が直接推した民間保育所を、民営のプロポーザルによって受けていただいたときに、半額の委託料、それまでかかっていた経費が半額の金額の委託料でできたというような報告もある。それから、民間委託によってコスト削減ということだけではなくて、きめの細かいサービスの提供で子供の表情もはつらつとしているといった報告もあるというようなことを取り上げられまして、それで公立保育所の民営化に当たっては株式会社と、これまで総体的にやはり社会福祉法人が圧倒的に多かったのですが、株式会社による民営化というの、ひとつ考えてみてはいかがかと、そういった御質問の内容だったというふうに整理させていただいております。

○斎藤（博）委員

代表質問ですから、それに対して市長の方から答弁があったと思うのですが、もう一度その市長の答弁のポイントを聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

市長から答弁申し上げましたのは、平成12年3月にそういった改正がなされた背景としては、待機児童が非常に多くなってきている。そういったことから、最低基準を守った上での民間保育所を増やしていくという考え方がひとつある中で取り組んだという話と、そういったことで株式会社も認めてこれたのだということですということで背景を説明した上で、しかしながら、現在はやはり社会福祉法人が多いという状況を答弁いたしました。

小樽市の保育所の民営化についてということでは、昨年3月に策定いたしました財政再建推進プラン実施計画におきまして、指定管理者制度を導入していることを検討すると、そういったことを位置づけているので、これが民営化に当たっては、社会福祉法人、また議員がおっしゃったような株式会社と、そういったことにかかわらず、

民営化を進めるに当たって一番大事なことというのは、利用者等が引き続き安心して利用できる保育サービスというのが確保できるかどうか、こういった観点で検討をしていくという答弁をさせていただいたところです。

○斎藤（博）委員

市長が今年の第 1 回定例会の中で、保育所の民間委託に当たっての市長という立場で、市民の子供を預かる立場からして、利用者が引き続き安心して子供を預けられるような環境なり状況を確認することを、そういう観点で考えていきたいというふうに言っているということは、一定の評価ができるというふうには思います。

次に、質問を変えるのですが、昨年、横浜市を相手取って、保護者が保育所の民間委託にかかわって裁判を起こしていたということで、起こしたのはもっと前なのですが、昨年判決がおりているわけで、最初に、いわゆる、横浜裁判と言われている部分の原告側の人、保護者なりの訴えた趣旨について、押さえていましたら伺います。

○（福祉）子育て支援課長

横浜市の事例についてでありますけれども、これは公立保育所の民営化をめぐる、訴訟が起きてきたわけなのですが、内容につきましては、私自身新聞報道等の内容でしか承知しておりませんので、その範囲で答弁したいというふうに思いますけれども、横浜市におきましては、平成 16 年 4 月に、四つの保育所を民営化したわけなのです。そのときの保護者からは、園児の発育に悪影響を与えるというふうな訴えがありまして、市を相手取って民営化の取消しと損害賠償を求めた事例だったというふうに記憶しております。

○斎藤（博）委員

要するにやめてくれというようなことで裁判を起こした。そのことによって、子供を含めて精神的な苦痛を感じたというようなことで裁判を起こしたわけなのですが、昨年の横浜地裁の判決というのは、それについてどのような判断を下したのか、教えてください。

○（福祉）子育て支援課長

昨年 5 月におっしゃったとおり横浜地裁の方から判決が下されております。その内容についてですが、裁判長の方からは、早急な民営化は裁量権の行使に逸脱、乱用があり、違法などとして指摘したわけなのですが原告の精神的苦痛に対して、1 家族当たり 10 万円、合計で 280 万円の慰謝料の支払いが命ぜられたということです。民営化の取消しについては、4 か所が廃止されてから既に 2 年が経過しているということで、取り消すのが原則ですが、無用な混乱を引き起こしかねないということで、これもこの部分について設置を許可したというふうに伺っております。

○斎藤（博）委員

私が聞いている話の中で、裁判の判決の中で、公立の保育所の民間委託の中でプログラムといいますか、例えば先ほど市長が利用者の引き続き安心というようなことを言っているわけなのですが、そこでの兼ね合いで、非常に重要なことをこの横浜地裁では言っているわけなのです。これについて何か押さえている情報とかありますか。要は、決めて、仮に議会が了解したうんぬんにしても、子供がいるわけですから、例えばどのぐらいの時間をかけて話し合う時間の部分と、仮に決定しても、経過措置として、相当長い時間を経ないでやると、そういったところに対する配慮が欠けていたという部分が、横浜市の負けた大きな理由だったというふうに私どもは理解しているわけなのです。その辺についてはどう押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

これは、平成 16 年 4 月に 4 か所の保育所が民営化されたわけなのですが、この問題のきっかけというか発端がその前年の 15 年 3 月に、要するに市としての方針を決定しているのです。同じ年の 12 月に民営化に向けた改正条例が議会に提案して通っているということで、さらに 16 年 4 月にはもう担ってしまっているということです。実質的には 3 か月間の引継ぎ期間しかなかったわけです。そして、結果的に 3 月末から 4 月になったときには、全員の保育士がかわっているというような状況があったのかというふうに思うのですが、いずれにいたしまし

ても、この方針決定から完全実施といいたししょうか、そういった期間が1年ということでありましたし、それからやはり新聞の中でですけども、市とそれから保護者との間に一定の説明というのもあったんですけども、これはもう決定事項というようなことで、新しくそういった形になるという方向に向けて建設的な話し合いというのがなかった。これがやはり大きな問題点ではないのかというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

誘導質問みたいなのですが、私は議会ではやはり決定から実施の間の1年間ぐらいは、公立の保育所と受皿との間で経過措置をとって、子供の混乱なりを避けるのだという部分が、相当必要だというようなことを判決ではうたわれているのです。子供たちは敏感に反応しまして、端的に子供たちというのは、保育士の名前を覚えられなくなると非常に混乱するのです。これは小樽でも、例えば基本的に保育士がかわるといのは、よくないことだとよく言われているのですが、子供が家に帰って、「何とか先生」と言わないで、「先生」としか言わなくなるのです、あまりに激しい頻度で保育士が変更になったことで。これは民間委託の話ではないですけども、そういったことも含めて、子供は意外とそういうことをきちんと受け止めていることもあると思うのです。

横浜の判決では、例えば1年ぐらい直営のまま受皿の民間の保育所との共同作業みたいのが必要ではないのか。そういったような考え方を理由にして、原告勝訴の判決を出しているというふうに理解をしているわけなのですが、そこら辺の押さえが、違ふと次の質問というのがちょっと言いづらくなるのですけれども、要は私が言いたいのは、市長は今年の第1回定例会で民間委託に当たっては、利用者が引き続き、安心して子供を預けていけるような条件なり環境が必要だということは、代表質問の答弁で言っている。これは、佐藤議員への答弁の角度とかは別に、小樽市長としてそういう考え方に立っているということを述べられているわけです。そういった市長の立場で、本当に一生懸命、私が一生懸命言ってもだめなのだろうけれども、横浜判決について特にただ方針を決めて、受皿があって、議会が了解して予算をつけたから実施しようというものではないのだと、保育所の民間委託は。そういった判例が出ていることについて、小樽市はどのように理解しているかということをまず聞きたかったのです。いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市長からの答弁の中で、財政再建推進プラン実施計画の中には、検討するということも位置づけられているというふうに答弁いたしましたけれども、やはりその計画を策定していく段階に当たっては、利用者、子供、それから保護者ということで、父親、母親、それからそこに働く保育士とか、職員の方々が多くいるわけですから、そういった方々の意見を無視してというか、聞きもせずにつくってしまうということは、当然できないのではないかと思います。

そういった中で、検討はしていくのですけれども、小樽市的に言えば、施設の設備も赤岩保育所は除きますけれども、ほかの保育所というは大変古いので、そういった子供の環境づくりからしていけば、子供ばかりではないのですけれども、働く者にとってもですけども、非常に悪い状態になってきて、これも急がなくてはならない。

それから、新年度から休日保育事業をやらせていただきますけれども、電話などで本当にそれぞれの生活スタイルに必要と思われるような保育サービスを求めてきておられる。そういったものを細かに受けていこうということになれば、いずれにしても市の財政が厳しい中ではなかなかうまくいかない。そういう意味では、再構築する必要があるというふうに考えているわけですが、やはりその中でも、今回の横浜市の事例であるとか、横浜市以外の市でも多少ありますし、そういう中で前例をきちんと押さえた中で、そうならないようにと申しましょうか、そういう計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

今のお話を私なりに、やれやれと言っているのではないのですけれども、ただ無定型に進められるのも困るので、今のお話を逆にハードルだというふうに考えると、例えば老朽化施設というふうに言えば、当然建替

え、新築という、そういったことなのかと。それから、多様化するニーズなり要望といいますか、そういったことを考えれば、当然新しい役割を持つ保育所をつくる、そういった二つぐらいのハードルを越えられないと、民間委託というのはいけないのではないかというふうに考える、このように受け止めたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○福祉部長

保育所の問題、子育て支援課長からも横浜のことも含めていろいろ答弁があったのですけれども、今、市内の保育所、公立7か所、そして民間13か所で、やはり公立と民間の役割ですよね。やはり民間は民間で保育といういいところもいっぱいある。それに引きかえて、また公立保育所もそれぞれの役割がある。そういう中で、今、公立保育所の部分は、子供の保育、例えば特別保育、延長保育とか、これからやろうとする休日保育もあるのですけれども、そういったこととはまた別に、働いてはいないのだけれども、家庭で子育てをしているのだけれども、いろいろな子育ての悩みとかを抱えている母親たちをどうやって支援していくかと、そういう地域における子育て支援の役割、そういったこともこの保育所にこれから求められている。ですから、そういうことをこれから公立と民間でどのようにやっていったらいいのかと、そういう中に、今、老朽化している部分をどうしていくかという問題もあります。

ただ、これからの流れとして、子供の数、出生数は間違いなく減っていく。そういった中で、この現在小樽には待機児童というのはいないわけですね。そういった中で、これから今ある7か所、13か所、そういうお互いの役割をどうしていくかという、大きないろいろ考えていくという、単に一つをとらえるということではなくて、すべてのものをきちんと考えていかなければならない。そういう中で、公立の部分の役割というのを、きちんとこれから将来ビジョンというか、そういうものを考えていかなければならないと思います。

そういうところで、今あるものは財政再建推進プラン実施計画の中で民間委託等の検討という部分があるのですけれども、そういう中で去年の横浜の部分というのは、私たちも重く受け止めているのです。だから、これはきちんと踏まえていかなければならない。それには当然子供を中心に、きちんと保育が可能なのかどうかというのが大前提にあるわけですから、それが担保できなければ、やはり実行はできない。ですから、それではこれからも民間に任せるとしても、安心して保育ができるかと。どういうふうにすればそれが可能なのか、その辺はきちんと考えていかなければならない。だから、それはこの横浜のことを踏まえれば、いろいろな教訓となって、それが生きてくるのではないかというふうに思いますので、これからの検討の中で、こういった総合的といったら変ですけれども、いろいろなことを考えながらやっていかなければならないというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

最後にもう一つ、これで終わります。

私も先ほど来聞いていて、要は今直営で持っている保育所の場所とか、状態というのは踏まえた上で、赤岩保育所は除くということでしたけれども、そういった中で利用している親とか、子供も含めて、民間委託を了解できる、容認できるいろいろなハードルがあるのではないかと。それは福祉部長もいろいろあるというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、その中でわかりやすい部分では、一つあったのは老朽化しているという部分と、それからニーズが多様化していると、それに、よりこたえていかなければならない。それは例えば民間の方がこたえやすいと、そういったことも含めて、そういった部分が一つの役割なのではないかというふうに、私は聞こえたということで、そういうふうに理解しました。

もう一つは、先ほど福祉部長も言っているように、いろいろな角度で議論しなければならないというのは、当然だと思います。私は保育所の将来像については、財政再建推進プランでうんぬんよりも、どちらかという、今後つくられるであろう小樽市の総合計画の中で、地域性の問題とか、役割の問題とか、公立で行くのか、公設民営で行くのか、いきなり民間にお願いするのかと、そういった選択肢も含めて、先ほど言った役割も含めて、総合計画

の中で、小樽のまちづくりの中で、きちんと議論してくれていたというふうに考えているわけなのですが、そこら辺については、最後に福祉部長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○福祉部長

先ほども言いましたとおり、7 か所の今までの公立保育所をこれからどうしていくのか。それはやはり現在も大事な施策なのですが、これからの子育て支援をどうしていくか、そういう中でこの保育というのが大きな柱になっていくわけです。そういった上では、これからの子育て支援、子育て施策、子育てプラン、こういった部分の大きな重要な施策になりますので、当然そういったことからいいますと、これからの新しい総合計画、その中でもきちんと単に保育所、それから各対策をどうするのか。むしろ民営化にするかということではなくて、きちんとそういう総合計画と連動したといいますか、かみ合ったそういうものをつくっていかなければならないということですので、今後、保育所の問題につきましては、そういった意味では、総務部企画政策室とか、関係する部とも十分に相談しながら、つくり上げていかなければならないというふうに思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 59 分

再開 午後 5 時 23 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

○若見委員

日本共産党を代表いたしまして、陳情第2420号「生活保護の母子加算廃止に反対する国への意見書の提出方について」は採択、継続審査中の請願・陳情はこれまでも述べてきましたが、願意妥当であり採択を主張し、討論を行います。

陳情第2420号は、母子加算廃止にかかわることで、本日の委員会質疑の中でも紹介させていただいたように、子供や親を一層不安にさせることにつながります。なお、継続審査中の案件につきましては、今回も継続としてしまうと、事実上お流れになってしまうのではないのでしょうか。

皆様の賛同を心よりお願いを申し上げて、討論とさせていただきます。

○委員長

自民党、成田委員。

○成田委員

自民党を代表して討論を行います。

継続審査中の請願第6号及び陳情第357号については、今までも継続審査を主張してまいりました。継続審査が否決された場合は自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

○委員長

公明党、高橋委員。

○高橋委員

公明党を代表し、請願第6号及び陳情第357号について討論を行います。

継続審査中の案件につきましては、以前の厚生常任委員会の中でも、我が党としては継続審査を主張してまいりました。今回におきましても、検討の結果、再度継続審査を主張いたします。なお、この継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第 6 号及び陳情第 357 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、委員長において請願第 6 号及び陳情第 357 号に対する継続審査の可否を一括して採決いたします。

委員長は請願第 6 号及び陳情第 357 号について、いずれも継続審査に反対と採決いたします。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました請願第 6 号及び陳情第 357 号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 33 号、第 48 号、第 71 号、第 81 号及び第 2420 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 7 号、第 12 号、第 37 号、第 63 号、第 68 号、第 72 号、第 76 号、第 78 号、第 86 号及び第 375 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆さんの御協力が無事に終わることができました。これも委員各位、理事者の皆様方の御協力のたまものと感謝を申し上げる次第です。

なお、今回の任期をもちまして勇退される委員の方がおられますので、御紹介申し上げ、お 1 人ずつからごあいさつをいただきたいと思います。

自民党、中畑恒雄委員。

○中畑委員

今、北野委員長から御配慮いただきまして、また各委員の皆さん方の御了解をいただきまして、勇退するごあいさつをできるということに大変感謝をいたします。ありがとうございます。

北野委員長は私と同期の桜でございまして、この中にも勇退される職員の方もおられると思いますけれども、稲垣市長のときから、私たち 2 人は一緒でございました。仲のいいときもありますけれども、けんかをするときもあったということで、今いろいろなことを思い出しております。

このたび 4 月 15 日告示、22 日の投開票の選挙には、私は出馬しないことにいたしました。やはり寄る年波といいますが、22 日投開票して、今回、私と後ほどごあいさつのある若見さんは勇退されますけれども、あとほかの方はみんな出馬することになっております。どうか健康に御留意されて頑張って、そしてまたこの席に着かれることを祈念を申し上げます。

大体 2 日後に当選証書をもって、5 月 1 日から新しいメンバーで議会の構成をされます。今後は 28 人ということになりますけれども、皆さん方優秀な方ばかり出てきていただいて、小樽市政のために頑張っていたきたいと思います。

ちょうど 5 月 1 日に議員が全員出てきて、いろいろと会合を持たれるわけですが、その 5 月 1 日は運がいいのか悪いのか、ちょうど私の誕生日でございまして、世界各国で赤旗を振られて、中畑を応援してくれるということでございますけれども、ちょうどその日が誕生日と、そして喜寿の祝いということになります。そういうことで、喜んでいいのか、泣いていいのかわかりませんが、本当に長いことお世話になりました。そのうちまた本会議でもごあいさつを申し上げますけれども、皆さん方もひとつ元気よく新しい議員とともに、また小樽市政のために頑張っていたきたい。本当に長いことありがとうございました。

○委員長

共産党、若見智代委員。

○若見委員

率直に申し上げまして、皆様には本当に大変お世話になりまして、お騒がせをいたしましたといいますが、途中体調を崩しまして、この席をお休みさせていただくようなこともありました。本当に委員の皆様、そして理事者の皆様に支えていただいて、何とかこの 4 年の任期を自分なりに全うすることができそうな感じがしております。

喜怒哀楽の連続で、この議会の質問の台に立ち、こういう場所での一問一答形式での質問ということも経験させていただきましたが、この 4 年間は私にとって本当に宝物だったなというふうに思います。これからまた、まだ正式には決まっておりますが、医療の現場に戻りたいというふうに思っております。そのときに、ぜひこの 4 年間の貴重な経験として、自分の人生の中でも最も成長させていただいた時期だと自信を持ちまして、これからは一市民として市政にかかわっていきなというふうに思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○委員長

お二方どうもありがとうございました。

また、この 3 月末日をもって、退職される理事者の方が 3 名おられますので、私から紹介し、ごあいさつをいただきたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございました。

3 名の方が退職されることになりましたけれども、長い間、市政発展のために御尽力をいただきまして、大変ありがとうございます。また、第二の人生におきましても、健康に留意されまして、有意義な人生を送られることを心から御祈念申し上げる次第です。また、今後とも第二の人生において、小樽市政発展のためにお力をいただきますようお願いを申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。